

令和2年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和2年9月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月15日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 長 良 俊 一 4 番 井 戸 太 郎 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 清 掃 セ ン タ ー 所 長 観 光 産 業 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	西 脇 洋 貴 岡 弘 明 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 辰 巳 育 弘 西 岡 勝 三 島 野 千 洋 今 田 良 弘 松 村 嘉 容 寺 口 嘉 彦 松 本 光 弘 浅 井 利 育 木 崎 広 親 井 上 嘉 久 竹 吉 一 人 西 岡 亨 浦 井 久 嘉
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大 文 字 睦 美

議 事 日 程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	3 番	山本 隆史	1 平群町自主防災組織の育成について 2 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うごみ収集等について
8	5 番	稲月 敏子	1 小規模住宅団地開発に伴う環境整備について 2 山谷の保全について 3 可燃ゴミ減量化について
9	9 番	山田 仁樹	1 町内道路の維持補修・歩道整備について 2 農業就労者の求人広告掲示板の設置について
10	1 番	岩崎 真滋	1 ふれあい収集の状況と今後の推移について
11	4 番	井戸 太郎	1 来たるべき日に備え、平群町独自で非常事態宣言を出せるように条例制定を 2 オンライン授業が実際に行える時期までのプロセスについて 3 リサイクル価格急落における有価物補助金の引き上げを

令和 2 年 第 5 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

令和 2 年 9 月 1 5 日 ( 火 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、副町長が忌引のため本定例会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日、6名の議員の一般質問を終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号3番、山本君の質問を許可します。山本君。

○3 番

皆様、おはようございます。議席番号3番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております大きく2点について質問いたします。御担当課におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

大きく1点目、平群町自主防災組織の育成について。

私たちは、日頃より住民の皆様が安心して日常生活を過ごせるまちづくりに努めなければなりません。本年も残念ながら、全国各地で災害が発生し、気象庁が命名しました令和2年7月豪雨は記憶に新しいところで、この集中豪雨で全国82名の尊い命が奪われました。お亡くなりになられました方々へは御冥福をお祈り申し上げますとともに、その御家族や被災された皆様へは心よりお見舞い申し上げます。特に被害が大きかったのは熊本県で、7月3日夜から翌日の昼までの豪雨で65名がお亡くなりになりました。被災された地域では、新型コロナウイルス感染防止のため、災害ボランティア活動も自粛されており、日常生活を取り戻すにはかなりの時間を要するものと思われませんが、一日も早い復旧を願っております。

さて、平群町の自主防災組織の育成について、私は過去に二度質問いたしましたが、昨年12月議会での御答弁では、町内40大字・自治会のうち、自警

団を含む自主防災組織 28 団体が結成されており、防災組織率は、平成 29 年 6 月答弁では 77.4% でありましたが、84.4% へ増加し、さらに協議、調整中の自治会が 3 自治会残り、9 自治会が未結成とのことでした。また、組織率が伸び悩む原因の一部を例に挙げて御説明も頂いております。

そこで、2 点質問いたします。

まず 1 点目、平群町第 5 次総合計画では、平成 30 年度で自主防災組織結成率、組織率、どちらでも結構ですが、結成率 100% の目標値となっています。今年度の政策基本体系表にも一部記載されていましたが、あえて質問させていただきます。前回、協議、調整中の 3 自治会の進捗と現在の組織率は何% になっておりますでしょうか。

2 点目、令和元年 12 月以降に行った啓発活動内容と新たに協議、調整に入っている自治会があれば、お聞かせください。

大きく 2 点目、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うごみ収集等についてであります。

奈良県の報道資料によりますと、県内新型コロナウイルス感染者の累計は、9 月 14 日時点で 546 名、平群町内の累計感染者数は 7 名と発表されております。感染された住民さんへは一日でも早く回復されることをお祈り申し上げます。また、感染による誹謗中傷を受けることがないように、情報の取扱いには十分気をつけなければなりません。

平群町からも例外なく感染者が出たことは、近隣他市町の動向から見ても防ぐことのできない状況であり、誰が感染してもおかしくない状況であると考えます。私たちは平群町に在住する大きな家族の一員であり、今後もさらに感染拡大が予測されることから、ウィズコロナの体制を町全体で確立する必要があると考えます。町内では、町行事の大半を中止し、自治会単位での不要不急の会議や 3 密を防げない行事の自粛をお願いし、一定の感染予防は行われていると捉えています。しかし、まだ感染予防対策が施されていない日常生活もあり、他の自治体の取組と比較すれば見えてくるところがあります。今回、私が着目したのは、感染者が増加傾向にある中で、日常生活に欠かせないごみの収集作業に当たっておられる作業員の感染予防です。

そこで、2 点質問いたします。

まず 1 点目、平群町では可燃ごみ、廃プラ、ペット・トレイ等の収集の際、作業員を感染から守るために、どのような取組をされておりますでしょうか。

2 点目、感染者の個人情報や誹謗中傷の的になり得ることから、町としては慎重な取扱いをしなければなりません。例えば感染者またはその家族が利用する収集ステーションを特定することにより、予防装備の強化地区を集中する

ことで、収集作業員の負担軽減につながると考えます。感染者情報の一部を公開することは可能でしょうか。

以上、大きく2点について、明快な御答弁を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、山本議員の大きな1点目、平群町自主防災組織の育成についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問にお答えさせていただきます。

昨年12月での一般質問でお答えいたしました協議、調整中でありました3自治会につきまして、うち1自治会につきましては今年度4月1日付で結成されました。しかしながら、1自治会におかれましては結成を断念され、残り1自治会につきましては、このコロナ禍において話し合う機会を設けることができず進捗なしとのことで聞き及んでおります。つきまして、現在の本町の自主防災組織の組織率は87.7%となっております。

2点目の御質問にお答えいたします。

昨年12月以降、先ほど御質問でお答えいたしました結成を断念されました自治会に、結成支援につながればと自治会役員の方を対象に出前講座形式で啓発説明会を実施いたしました。結果、残念ながら結成にはつながらなかったというものであります。それ以外に、新たに協議、調整に入った自治会は現在のところございません。

以上でございます。

○議長

山本君。

○3番

まず、1点目につきましては、3自治会との協議で1自治会が結成されて、組織率は87.7%に上昇したということについては本当に御努力のたまものでありまして敬意を表したいと思います。ありがとうございます。新しく立ち上げられた自治会の方々には、防災訓練や防災資機材の準備を通じて、自助、共助の大切さ、これを身につけていただきますよう、引き続きフォローのほうをよろしくお願いいたします。結成を断念された自治会へは、再度、出前講座等で、啓発説明会を実施していただいたとのことですが、残念ながら断念せざるを得なかった問題点を把握できたということは、すばらしい結果ではあるかと思えます。ここで諦めることなく、その問題点の解決策を共に模索しながら、

結成を目指して御努力いただきたいと思います。コロナ禍で進捗なしの自治会へも状況を見ながら、引き続き結成に向けてのアプローチをお願いしたいと思います。

今現在、平群町が県の中でどれぐらいの組織率を図っておるかということでございますが、奈良県は全国的には47都道府県の中の36位ということで、決して高い数字ではないわけですが、奈良県の平均は79.3%ですので、平群町はその平均を上回っておりますので、一定組織率としてはいいほうにあるかなと思います。ただ、奈良県内の中でも組織率100%の自治体が15自治体、村のところはほとんどですが、平群町は39市町村中27位、これは平成30年の統計ですが、真ん中よりちょっと下ではあります。この防災組織率というのは、あくまでも指標でありますので、実際、防災組織が本当に活動されているのかどうかというのも非常に大切なところであります。

そういったところから関連で、住民の防災意識向上の指標でもある防火・防災訓練参加割合が、もし何%か分かるようであればお答えいただけますでしょうか。

そして、2点目については、協議、調整に入った自治会はないということでありましたが、そこはもう少し努力していただきたいと思います。よく言われることではありますが、集中豪雨等で町内の一部が被災した場合、総力を挙げてその救助や復旧にかかることは可能ですが、地震で被災した場合は、町の全域が大きなダメージを受けることが予測されますので、行政だけの力では住民の皆様生命及び財産を守ることは、ほぼ不可能であると考えます。そこで必要になってくるのが自助、共助の力でありまして、そのお力を借りなければなりません。これらのことを未結成の自治会・大字の皆様に御理解いただけるよう説明会を開催していただくということで、一定の行政責任というものは果たせるものではないかなと思いますので、結成に向けてのバックアップを引き続きお願いいたします。小さい2点目の答弁は結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

昨年、防火・防災訓練の参加の割合はという御質問だったと思いますが、昨年度、令和元年度におきましては、40自治会中15自治会で実施されたというふうに報告を聞いておきまして、この自治会の数だけで割ってみますと、37.5%の自治会が訓練に参加されたということになるのかなと思います。以上でございます。

○議長



山本君。

○ 3 番

37. 5%の参加率ということで、第5次総合計画の目標では、平成30年度で40%の目標値になっておりますので、ほぼ達成しておるところで、住民さんの防災意識が向上していることは判断できますが、40自治会中29自治会が防災組織を結成されており、その中で15自治会の参加ということで、約50%弱の参加率ということになります。もうちょっとその参加率を上げていただきたいんですが、日程の都合等で合わない、いろいろな理由があると思いますが、それらに対しての理由は把握していただいておりますでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

結成に至らない理由等々なんですけれども、各地域によりまして世帯数や世帯構成、年齢差などの地域性や危険箇所の有無、危険箇所の危険度など地形的な状況からそれぞれ異なる状況でございます。各自治会で様々な原因が考えられるんですけれども、それを前提に1例を申し上げますと、地域での防災的なリーダーが不在であったり、地域内での自主防災活動に対する意識、認識の違いがあるということから、共に活動する自治会員の賛同が得られないということが挙げられるのかなと思います。あわせまして、自治会の合意が得られない場合や、さらに個々の防災意識の高まりが成熟していないなどが挙げられるんじゃないかなと思っています。また、継続的に活動していくための組織づくりに苦勞されているなどの理由があるというふうに考えておりますが、今後結成に向けてバックアップしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議 長

山本君。

○ 3 番

御答弁ありがとうございます。その今の答弁は、結成についての問題点等々であったかと思えます。以前もその内容につきましては、当然高齢化によって、結成することができないでありますとか人数等でどうしても大字の方の数が足りないということがありまして、そのときには近隣自治会との連携で防災会に入れていただけるようにならないのかとか、いろいろ話はさせていただきました。今、私が再々質問させてもらったのは、防災訓練の参加率になりますが、29自治会のうち15自治会の参加ということで、ちょっと参加率が悪いんじゃないかというところでしたんですが、その原因が分かれば、分からなければ分か

らないで結構ですので、再度お答えください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

申し訳ございません。ちょっと質問の内容が違ったということでございます。訓練に参加できないというのがはっきりと把握しているわけではございませんねけれども、やはり先ほどの結成につながらないということも結成していただいた自治会の中でも、いろいろとまだまだ課題があるのかなというふうな認識を持っておるところでございます。

以上です。

○議 長

山本君。

○3 番

いろいろな課題があるということでありますので、何のためにこれをやっているかといいますと、やはりいつ来るか分からない災害に対して備えるという、ここが非常に重要なところであります。実際に、過去に起こりました阪神・淡路大震災などに被災された方から見ると、まだまだ生ぬるいんじゃないかという声も聞きます。過剰にならないようにはしなければなりません、引き続き防災組織の育成については力を入れていただきますようよろしくお願いいたします。

大きく1点については以上で終わります。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山本議員の大きな2点目の御質問でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いますごみの収集体制につきまして、お答えを申し上げます。

一つ目の収集作業中の収集員を感染から守るための取組についてでございます。

従来から、収集作業時におきましてはゴム手袋を支給し、収集時の装着を義

務づけておりますが、新たに新型コロナウイルスの感染予防といたしましては、マスクの着用及び防護眼鏡を支給して収集を行っております。また、収集から戻りましたら、手洗い及びアルコールスプレーでの消毒、収集車両の車内におきましても、定期的な消毒を行っておるところでございます。あわせて、一時的なマスクの不足時期がありましたので、作業時の不織布のマスクの一定数量確保を行うとともに、夏場の収集時には熱中症対策といたしまして、冷感マスクを支給し、収集員の体調管理を行ってきたところでございます。

二つ目の感染者が使用する収集場所を特定することにより、収集員の予防装備の強化を軽減できることから、感染者情報の一部を公開することは可能かについてでございます。

まず、新型コロナウイルスの感染情報の把握というところでございますが、現在、感染者の情報につきましては、所管の保健所が管理をしております。仮に町内で感染者が発生しても、その個人を特定できるような情報は町にも提供されていないのが現状であり、町も県からの報道資料や新聞報道などにより情報を入手しているのが現状でございます。よって、感染者の方がどの収集場所を利用しているかを判別することは不可能でございます。

次に、収集員の作業上の安全管理についてでございますが、どの集積所におきましても、同様に感染を防止するための装備を行って業務に当たっております。また、町民の皆様には、本年5月の広報紙におきまして、新型コロナウイルス感染症対策としての「ごみの捨て方」ということで、マスクやティッシュなど直接体液に触れるごみについては一旦別の袋に入れていただき、ごみが外に出ないように口をしっかり縛っていただき、それを指定ごみ袋に入れて排出していただくようお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○3 番

まずは、猛暑日が続いた中で収集作業に当たっていただいた職員の皆様や廃棄物処理業者の皆様への御尽力には、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。また、先日の政策体系で、たしかセンター長がお話しいただいたと思うんですが、熱中症と思われる体調不良になられた職員さんがおられたということですので、お体の調子にはくれぐれも御注意いただきたいと思います。

まず、1点目につきまして、感染予防を徹底しながら熱中症対策を施したということで、そこは一定評価させていただきます。ごみの収集は感染リスクが

非常に高いと思われますので、防護の強化やごみの捨て方、労働時間についても注意しなければならないんじゃないかなと思っています。ごみの捨て方については、先ほど課長がお述べになっていただきましたように、5月広報紙で住民の皆様へ周知していただいております、町職員や廃棄物処理業者の方々への感染症対策ですね、こちらとしても有効であるということも記載されておりました。でも、万が一、収集作業員が感染した場合、クラスター感染の疑いもあることから、収集作業全体に影響を及ぼしてしまい、住民の日常生活に多大な御迷惑をおかけするという事を住民の皆様にはもっと深く御理解いただけないかと思っております。そういうことから、引き続き広報紙のほうへはちょっとスペースを取っていただきまして、住民さんの生活を守るためには住民さんのお力を借りなければならないというのは当然のことですので、そのところも徹底していただきたいと思っております。この1点目についての御答弁は結構です。

そして、2点目なんですけど、感染者の情報は保健所が把握しておるだけで、町へは一切提供されないということでございました。実は先日、産業廃棄物処理業者の方と直接お話しする機会がございました。そのお方は、予防対策を行いながらの産業廃棄物収集作業は非常に苛酷であるということで、せめて感染者の生活地域だけでも教えてもらえないものかということでした。特定できれば、ある程度の負担軽減はできるという意味だと思います。情報提供を公開してもらえないのでしょうかということでしたのと、もう一つはコロナ感染予防対策で、テレワークへシフトしたり、外食を控えておられる住民さんが増えていることから在宅率が上がっておるということで、当然ごみの排出量は増えておるというのはニュースでも盛んに言われているところでございまして、この労働量も確かに増えているということも同時におっしゃっておられました。保健所が感染者を特定できる情報を出さないという理由は一定は理解しますが、もう少し社会全体を見て考え直していただきたいものだと、これは保健所のほうに伝えたいところであるんですが。情報を得られても、得られなくても、全ての集積場で感染防止装備を装着するわけですが、確かに目に見えない精神的な負担は本当に想像以上だと思います。そういったことから、ニュースでも取り上げられますが、平群町でもそういった気苦労を癒やすために、住民さんから集積場に労をねぎらうための感謝の応援や手紙などが貼られているというのも、ちょっと見受けられております。

そこで再質問なんですけども、ごみの量が増えると当然、収集作業の労働力が増えることや万が一のクラスター感染を抑えること、今後のインフルエンザとの同時流行の懸念から、時差出勤などを含めた収集体制の見直しを検討する必要があるのではないかと思います、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、現場の収集作業につきまして、議員のほうからも大変御高配を頂いておりますことに、まずもって感謝を申し上げる次第でございます。再質問でございますが、これから業務体制の見直し、今後そういった感染症が流行する中での業務継続的な見直しということでの対応でございます。実際に実施をした部分というところもございますので、そういったものを引用させていただいて、御答弁させていただきます。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の緊急事態宣言時でございますが、密を避けることと職員同士の感染予防の対策といたしまして、今まで乗車人数を一つのパッカー車3人で乗車をしておりましたが、それを2名乗車にしました。そのことによりまして、収集台数を増やすということと、あと残りの人数につきましては自宅待機ということで、もし何かあった場合のときの保安要員ということで自宅待機をし、感染が発生したときの危機管理ということで努めていたような次第でございます。幸いこの収集体制は、国の緊急事態宣言の解除もございましたので、短期間で終わったということでございますが、今後もこれから議員お述べいただいたように、インフルエンザ等の発生時期も重なるわけでございますので、そういった職場の状況を見ながら、おっしゃっていただいたように、ごみの収集というのは日々の業務でございますので、業務の継続というのが一番大事ななというふうに思っておりますので、そういった体制を取りながら、業務自体を継続してまいっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山本君。

○3番

御答弁ありがとうございます。過去の緊急事態宣言時には、3名から2名に収集作業員を変更されておられるということは、私も生活の中で、あれ、2人しか乗っておられないなというのは、確かに記憶にはあるところであります。そういった経験を積んでいただいているのであれば、万が一今後そういった緊急事態宣言が出ることはないにしても、クラスター感染等で実際に変更しなければならぬ事態になったときには今のような経験が生きてくると思っておりますので、そこは気をつけていただきますのと、あとやっぱり気になるのは収集作業

員が3名から2名になるということで、当然またそこでも労働力というのは1.5倍に増えちゃいますので、作業員の方の体調には本当に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

最後になんですけども、西脇町長のほうが、今回のごみ収集に当たって非常に猛暑の続く日の中で、清掃センターや産業廃棄物処理業者へ出向かれたということをお聞きしておるんですが、これはどのような目的で回られたのでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

コロナ禍の中で、ごみの収集に対しては本当に清掃センター職員、またごみの収集をされている民間事業者に対しては本当に御苦勞をかけているということで、そういうこともありましたので、できるだけごみについては生活を行う上で止めることはできない。本当に日常生活に大きな影響を与えるということから、そういう事業者に対しても感染にかからないように予防していただくように、代表者の方にも会って、そして係の方にも御礼を申し上げてきたということでございます。

○議 長

山本君。

○3 番

町長、暑い中本当にありがとうございます。私たちを代表してというか、住民の代表ということで回っていただいたということになると思いますので、先ほどお話しをしたように、精神的負担を取り除くということも非常に大切な部分であります。そこを町長が現地に出向いてまでやっていただいたことについては感謝申し上げます。

感染対策については、本当に今後も気をつけていただきまして、コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を防いでいただきますようお願いしまして、私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

9時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時30分)

再 開 (午前 9時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 8 番、議席番号 5 番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○ 5 番

それでは、先般、3 点にわたって質問通告をさせていただいております。御答弁のほどをよろしく願いをいたします。

それでは、第 1 点目、小規模住宅団地開発に伴う環境整備についてであります。

近年、平群町でも地価の下落と駅前が便利という理由で、平群駅周辺の小規模な住宅団地開発が増加をしています。このような開発地の多くは、もともと農地であり、また公共下水道未設置地域も多く、周辺には用水路も多く存在しております。また、これらの住宅には子育て真っ最中の世帯の比率が高いのが現状と言えます。このような状況の中で、様々な問題が今浮上しております。

1) 開発地の近隣には用水路が多く、転落防止のための柵や溝蓋がない場合もあり、小さな子どもさんや障がい者、高齢者にとっては大変危険なものとなっています。四、五年前にも町内で用水路に転落、そして死亡された事故もありました。大雨による増水時は、特に危険な状況となります。現在も高齢者による車や自転車の転落等が度々発生しているのが現状です。

二つ目は、住宅団地近隣の汚水らしいものが用水路を経由して団地内に流れ、臭気や害虫の発生などに悩まされています。

三つ目、開発地内道とつながる町道の舗装の傷みがひどく困っておられます。町の都市計画上、このような状況をどのように考え、開発事業者への指導をどのようにされているのか、また改善見通しや今後の方策についてお伺いします。

2) 既に入居済みの下垣内東住宅では、北西部に通り抜け通路、車は通れません。これが設置をされていますが、接続部分は用水路（幅 1.3 メートル、欄干なし）渡った先は私道で未舗装、用水路脇には雑草が茂り、転落防止柵はなく、乳幼児や障がい者にとっては危険な道路となっています。すぐそばには開発途上の土地もあり、同様の問題が起こってくると考えられます。早期の改善が必要と考えますが、見解をお伺いします。

大きく 2 点目、山谷の保全について。

平群町は林野面積 43%、この山間地の緑は平群町が内外にアピールをし、大切にしてきた環境ではなかったのでしょうか。しかし、今や平群町の山は残

土処理場、太陽光発電所建設などで削り取られた山肌が目につきます。また、山を歩くと通行困難な道、荒れ果てた竹林、ナラ枯れなどによる倒木などで、無残な状態を見るが多くなってきました。人が入らなくなった山林は荒れます。耕作やハイキング、トレッキング、散歩、目的はいろいろでも、人が入ると山林の見守りはできるのではないのでしょうか。若い人たちは、子どもと一緒にアウトドアを楽しめる場所を求めています。また、平群の野山を愛する若者も多く、なくなってしまった古道を探し、石仏や倒れた古い標識を探してくれたり、平群探しをし、荒廃した太陽光発電所が変わる山を嘆いています。山間地にある農地は軽トラが入れないために、休耕田になっている状況に嘆く菊農家の皆さん、休耕農地が少しでも農地に戻れば、山林の荒廃は多少でも防ぐことができます。それは災害の発生も防げます。地球の気候変動を防ぐことにも大きく関わってきます。

そこでお尋ねをいたします。

一つ、平群町の山林の実態を行政としてどのように捉えておられるのか、また地域別の具体的保全策などがあれば示してください。

二つ、度重なる残土処理場建設に住民の不安は増しています。今後の方策を伺います。

三つ目、矢田山系北方、外川上流、通称「平群溪谷」と称される溪谷は美しいものですが、倒木や崖崩れにより不通になった道もあり、残念です。ボーイスカウトのキャンプサイトもあり、愛好家も多く、誰でも気軽に歩けるように整備できないか伺います。

④山間地等の休耕田に足を入れ、耕作可能、これはあくまでも自己申告によるものです、になるように軽トラがせめて通れるように町道等の整備ができないか伺います。これらは、災害時には迂回路としても利用ができるということにもなります。例えば、十三峠への旧道です。

5、大釜川、若葉台大橋付近は谷が大変深く、兩岸は木々が繁茂し、ナラ枯れした木が何年も倒れていたりしています。大雨による増水でこれらの木々が流れ、洪水の原因になるのではないかと心配するところです。当該地は、既に土石流、急傾斜地崩壊の警戒区域（レッドゾーン）に指定をされているところでもあり、早期の整備が必要と考えますが、予定を示してください。

大きく3点目、可燃ごみの減量化について。

焼却炉は、今後10年も維持することができないとの報告がありました。今後の広域処理施設整備計画がどうなるかにかかわらず、焼却するごみの量はできる限り減量することが重要な課題となります。平群町では、ごみ袋の有料化後、しばらくの現状はあったもののリバウンドし、人口は減少しているにもか



かわらず、可燃ごみ量が増加をしております。

1、現状をどう捉えているのか。今からの減量に対する具体的な対策、今までに実施してきたこと、結果についてお示しください。

2、実施する計画がありながら先延ばしになっている、剪定枝の独自の資源化処理について伺います。最も手のつけやすい事業であり、すぐにも実施すべき課題と考えています。何とかできる方策を示してください。

3、生ごみの堆肥化について。キエーロの推奨をされてきましたが、近頃は庁庭にあった実証実験も見られなくなりましたが、どうなったのでしょうか。可燃ごみの中でも生ごみを減らすことは燃えるごみの減量、そして焼却に伴う熱量の減量とともに大きく影響します。今後どうするのか、見解を伺います。

4、斑鳩町では「ゼロ・ウェイスト宣言」をし、町民の誇りにもなっています。斑鳩町の町民さんに聞いてみましたが、一町民さんに聞いても、いかにごみを減らしているか、これを自信を持って語っていただきました。平群町でも燃やすごみを減らすことが全町民の誇りにすること、これは不可能ではありません。仕掛け人は行政です。挑戦していくときが今来ているのです。もう待ったなしです。意気込みと具体策をお伺いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、小規模住宅団地開発に伴う環境整備についてお答えします。1点目と3点目については、関連しているため一括答弁とします。

議員御指摘の開発地とは下垣内地区で、平成29年に完成した平群駅南側に開発面積3,537平米、住宅戸数18戸の小規模住宅開発地でございます。また、①点目の用水路と③点目の開発地につながる町道は、平群駅南側の竜田川9号踏切道から国道168号バイパス、コスモ石油横に接続する当該開発地の南側に位置している町道東下垣内142号線と、その道路の北側に併設している幅60センチ、深さ60センチの用水路でございます。①用水路の安全対策や、③道路舗装面の改善につきましては、本町も現地確認を行い、その必要性を十分認識しております。また、本年7月には、下垣内自治会より同様の要望書を頂いており、水路の安全対策として水路蓋や防護柵を設置し、舗装路盤の打ち替えについても、今後は必要財源の確保に努め、早期に実施する旨の回答をしております。

なお、この水路での高齢者による車・自転車の転落事故が度々発生しているというような報告は、現在のところを受けておりません。

2点目、用水路から汚水らしいものによる臭気等につきましては、現地を確認しましたが、周辺水路からの臭気は開発事業者に起因するものでなく、各住宅の浄化槽の適切な維持管理を図っていただくことが改善につながるものと考えております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今の質問の大きな1項目めの2番目についてお答えいたします。

先ほど来、答弁に出ております平群駅南東約100メートル、コスモ石油の西側に開発された18区画の住宅地内、これの北側に水道管の管理通路があります。その先が水路にかかるスラブ橋と里道水路となっている部分について、水路への転落防止柵がなく、危険との御指摘についてお答えいたします。

水路にかかるスラブ橋については町へ移管されたものですので、転落防止柵を設置したいと存じます。また、里道水路の管理につきましては、地元の利用者や水利組合となりますが、現状では生活用道路となっていることから、転落防止柵の設置につきましては、地元自治会や地元水利組合の意向を伺い、協議の上、検討したいと存じます。

以上です。

○議長

稲月君。

○5番

御答弁ありがとうございます。いわゆる下垣内東住宅というふうに地域では命名しておられるそうなのですが、ここの地域のことについては、一定住民の皆さんの意向を踏まえて、前向きに早期に改善をしていくという御答弁を頂き、それも本当に早期の実現をしていただきたい。ここには視覚障がい者、全く光のない方が住居されているというところ辺りもありますので、特に早期に実施をしていただきたいというふうに考えております。

それと、なぜこのように質問させてもらったかというのは、ここについては住民の皆さんの意向も踏まえて、私や自治会のほうも働きかけをしてくださったりとか、そうして改善をしていくという見通しができてきたわけで喜ばしいことなのですが、今後いろんなところで、あちこち今は旗が立っているところがたくさん、吉新、それから下垣内辺りでは目につきます。その辺のことも踏まえて、今後建ってからこういう改善をしていくことも、確かに住んでみな分からへんことはいっぱいあると思うんですけども、やっぱり先にここは安全面から対策を講じておく必要があるというのが分かるというのは、こういった事例

から考えられるわけで、その辺は先に早いめに建設にかかるまでに、町としてのまちづくりの観点でもって指導をしていただきたいなど。そのようなことに生かしていただきたいということで、あえて一般質問をさせていただいたところなんですけれども、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

平群町内でも開発が今後ますます増えるので、その点も踏まえてということやったと思うんです。それは議員おっしゃるとおりでございまして、開発されたところに住宅ができるわけですから、できるだけそこが住みやすいところでなければいけませんので、その辺も踏まえて、開発事業者の事前協議の段階で、その辺の指導は徹底していきたいと、このように考えております。

○議長

稲月君。

○5番

ありがとうございます。事前協議の中でしっかり意見も言い、指導もしていただいて、若い人たちが子育てをするのに本当に安心して、ここなら本当に住めるな、子育てが十分に安心してできるなと思えるような、そういう土地であればこそ、その土地を買って家を建てよう、家を買おうというふうになってきますので、今後ともよろしく願いをしたいなというふうに思います。

ちょっと確認をさせていただきたい。さっき、2)のところの用水路の小さな橋のことをおっしゃった。あれは町が責任を持っておられるところなんです。それは転落を防止する柵をつけてくださるということでお聞きしたように思ったんですけど、それはそれでいいんですか。はい、いいとおっしゃっていただいておりますので。ここは幼稚園の子どもさんが通って吉新のほうに、北幼稚園のお迎えのバスが来るそうで、そこに通う人がいてはると。小さい子どもさんを連れて送り迎えしてはるので、そこはぜひ早くしてほしいという切実なお声もお聞きしておりますので、ぜひとも早期の実現をお願いしたいなと思います。これについてはこれで結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、御質問の山林等の保全についてということでお答えさせていただきます。

その中の一つ目としまして、平群町の山林の実態と地域別保全策とのことですが、町内の山林は農地や宅地内にあるものを除き、森林法の適用を受けることとなり、土地所有者は公衆衛生や地域環境に配慮して適切に管理することが義務づけられています。当町においても、平群町森林整備計画を定めており、全域を保全すべき山林と区分していますが、基本的には土地所有者が保全管理の責務を負うこととなります。

二つ目の質問になりますが、森林法の適用を受ける山林は、立木の伐採や開発を行う際には、その面積に応じて町や奈良県の指導の下、基準に従った適正な申請による許認可を受ける必要がございます。開発公費の適否は森林の有する公益的機能が損なわれるおそれがないか、災害防止・水害の防止・水資源の確保・環境の保全の四つの基準により審査されておりますし、地元への協議、説明会の開催も指導しているところでございますので、今後も奈良県と連携しながら適法に事業を実施するよう事業者には指導を徹底していく所存でございます。

三つ目と四つ目の質問への回答となりますが、地域の里道または一定規模以下の町道については、原則その道を使用する地域住民が維持管理を行うものとなります。議員が例示された里道、旧道に関しても基本的にはこれに該当するもので、使用の実態があり、そこを使用する地元よりの要望があれば、維持補修に関して補助する制度もございますので、御相談いただければと存じます。

また、山間地域にかかわらず、農地、農道の整備としては、過去に県営西和農地開発事業として、西山間部の櫛原、福貴畑、信貴畑、久安寺地区において、第3団地、第4団地、第6団地、第7団地と73ヘクタールを造成し、そのほかにも西向、上庄、三里、福貴、越木塚、榎原地区等で県営・町営事業などによって農地整備が実施され、利便性の高い農地が提供されています。しかし、全国的な農家数の減少は当町でも例外ではなく、農家数が減少する中、過去に造成された優良な農地でも耕作放棄地が発生しつつあり、全国的にも新たな開発事業を実施するのではなく、今ある農地を整備し、長寿命化を図り、担い手へ集積して守っていくというのが主流となっています。

五つ目の質問についてですが、櫛原地区大釜川の若葉大橋付近については、御指摘のとおり、平群町ハザードマップにより警戒区域に指定されておりますが、ハザードマップの区域設定は整備に関する計画ではなく、災害時において

の警戒・避難を促し周知するためのものです。河川及び周辺農地・山林等の対策や整備については、基本的に土地所有者または土地管理者、利用者の責任において実施されるものであり、現在その区域において整備の予定はございませんが、地元要望に基づき、土地改良補助金、日本型直接支払制度補助金、ナラ枯れ対策事業補助金などの制度もございます。また、豪雨災害等で被災し、農業経営などに損失が生じる場合は、災害復旧事業等についても実施してまいりましたし、今後についても同様の考えでございます。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。平群は森林面積が非常に多いというところ辺で、整備をしていくのにも、大変な行政としての仕事量も多いし、考えることも多いというのが現状かなというふうに思っています。また、それぞれの所有されている地主さんや山を持っておられる方たちも、随分高齢化されているからほとんど山に入らないというのが現状ではないでしょうか。それと昔は、私たちが子どもの頃はまきを取りに山に入って木の整備をし、まきを持って帰るというような作業を常にされていたのが、今やもう生活の様式もすっかり変わる中で、そのようなことがなくなったことが大きくはこの森林が荒れる原因だというふうな認識を私もしております。難しい問題であるということは重々承知しながらも、あまりにも今の状況について非常に悲しい思いというか、つらい思いをしているのが現状ですので、このような質問を今回させていただいたということなんです。なかなかすぐに全てがよくなるというようなことでは決してないので、本当に一つ一つ、ちょっとずつできることから進めていく必要があるのかなと思ったんです。

まず、人が山に入るという機会、ここにも書いていますけども、上の畑に行ったり、田んぼに行ったり、その途上で山を見る、山の監視をするということが出来るわけです。それとハイキング、結構たくさんといっても生駒山系のほうは集団で来られますけど、矢田のほうなんかでいえば、それほどどっと集団でハイキングに来るということはないんですけども、非常に山の好きな人たちが1人で歩くとかサイクリングとか、自転車で山を駆け巡るというような若者が私が思っていた以上に多くなってきているというのもあります。そんな人たちが少しでも、そういう活動ができるような山になれば、また木が倒れるとか産廃が放置されてるとか、そんなことなども発見をし、よりきれいな山になるきっかけをつくっていくことができるのではないかなというふうなことも思

っています。その辺では、一つ一つの解決というか、取組を地道にやっていた  
だきたいなというふうに思っております。

それと、④の山間地の休耕田ですね、これについては地主さん、農家さんが  
自主的な申出というか相談してもらったら、それに応じていくというふうにお  
っしゃっていただいたということでは、非常に強い要望も聞いております。取  
りあえず軽トラが、かつかつでもいいから通れるように広げてほしい、ちょっ  
とだけ広げてもらったら、それで十分田んぼに行けると。そこに菊を増やした  
いというふうな思いを持っておられて、その実現をすれば災害時の迂回路を作  
っていくことにもつながるし、ここの十三峠への旧道のことなんですけど、ここ  
は昔、在原業平が通ったと言われていた古い道です。ハイキングをされる方も  
多く通られる道なんで、やっぱりきちっとした整備をしていただくことで人の  
出入りが多くなっていくというふうに思いますので、ぜひとも相談にきちっと  
応じていただきたいなというふうに思います。

それと、5番目の大釜川の若葉台大橋の下のところですね、ここについては  
以前、都市建設のほうで何年か前、台風の後に倒木がひどいということでお話  
をしたときには、そこは木を切って整備をする計画があるというふうにおっし  
ゃったんですよ。それを楽しみにずっと待ってるんですが、一向に入っていた  
だけでない。だんだんだんだん木は大きくなりますし、繁茂がひどくなって  
いる状況なんでね、それであえてこれは入れさせてもらったんです。今の御  
答弁であれば、ここはそんな計画はないというふうに観光産業課のほうから御  
答弁いただいたんですけども、ちょっとその辺の認識が違ってるので、そこだ  
けちょっと教えてほしいなと思います。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、若葉台大橋付近の緑地の整備の計画ということでおっしゃっていただき  
ました。私は去年の4月からなんですけども、緑地の部分につきましては、私  
のほうではそういった話の引継ぎは受けてないところでして、引継ぎ漏れかわ  
かりませんが、私のほうでは今そのことについては把握してないというこ  
とでございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

そこが緑地というのかどうか私には分からないんですが、橋の下に大釜川が、  
狭い小さい川が今現在流れてます。だから、河川敷というんですか、かなりの

谷が深いんですね。その川の横のところ、両側に大きな木がいっぱい生えているわけで、橋から下の川が見えない状態なんですよ、今。その川のサイドに繁茂している木の伐採をしとけへんかったら、今は幸いにも平群では1時間100ミリというような雨は降っていません。1時間にせいぜい降って20ミリ、30ミリも多分降ってないと思います。私は大雨が降ったら、必ずいつも見るんですけどね。10分雨量でも10ミリ、20ミリが今のところ限度なんですけどね。それが分からないんですよ、豪雨の可能性もあるわけで。そんなときに、そういった樹木がどういう影響を与えていくかというのは非常に怖いものがあるので。

確かに、ハザードマップに描かれてるレッドゾーンというのは、私も県の説明会とかにも行かせてもらって、これはここをこういう地域に指定するから、それが起こらないようにどう改善するかという、そんな計画を示してるんじゃないと。あくまでも、住民の住んでる人たちが危ないんやから逃げなさいよと、避難しなさいというための、警告を発するためのレッドゾーンであるということは何回も聞かせてもらったので承知をしているところなんですけど、けども、それだけ危ないということがはっきり分かってるならば、余計にきちっとしていただかないといかんのちゃうかなというふうに思いますので、あえて入れさせてもらったところなんです。それは聞いていただいてないようでしたら、また課のほうに戻っていただいて、その辺と調整をしてもらえたらいいかなと。その結果をまた教えていただけたらいいかなというふうに、この点については思います。それと……。

○議長

質問者、悪いんですけど、簡潔に質問のほうをお願いします。理事者側も簡潔に答弁をお願いいたします。

○5番

2の③のどこなんですけれども、いわゆる平群溪谷と言われてる外川の上流ですね、先日もここに上庄のほうから回って溪谷を下りてくるということを試みってみました。非常にやっぱりきれいなんですよ。水量もいつも多いのでね、大変きれいな溪谷であります。平群溪谷と名がつけられたのがよく分かるなというふうに思いました。しかし、これをずっと通して溪谷沿いに歩くというのが不可能になっています。課長のほうから連絡があって、きれいにしたけれど、木は倒れていないはずやということでおっしゃっていただいていたんですけど、やっぱり上流のほうにはかなりの倒木がまだまだあります。これは大雨が降ったら全部下流域に流れてくる、梨本辺りですね、ここへ流れるわけで、洪水になる可能性もあります。この外川の下流域では、3年前の台風のときも川があ

ふれるというような状況もありましたのでね、ぜひとももうちょっと整備をしていただきたいというふうに思いますけれども、この辺、いかがですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

溪流という話なので、私どもで整備をしているところについては、ボーイスカウトのキャンプをされる場所が三里の、住宅でいうと三本松と言われてる住宅の一番上のほうから池の横を通ってずっと小川がありまして、それをずっと遡っていける里道もついています。林道って言うてはありますが、そこについては、災害復旧工事も一昨年ですか、実施もしましたし、過去からも度々災害なんかがあります。災害といたしましても、林道の路肩が崩壊するとか水路の肩が崩壊するとか、そういったものについての災害復旧工事は相当昔から実施しております。また、これについては、地元も管理されてますので、地元の管理で手が負えないような部分については、町のほうも補助をしたりということによってやっております。

ただ、地元の住民の方が生活とか営農に必要な里道水路の改修整備ということでありましたら町からの補助もしていますが、その際でも地元負担というのがあります。町の単独事業でいいますと2分の1の補助で、2分の1が地元負担と、こういうことになります。例えば、町が指定しているハイキング道につきましては、この地域ではないんですが、そういった町が指定してるハイキング道でありましたら地元の協力で草刈り等をやっていただいております。その整備に関して町からの補助も出しております。例を出しますと、椿井城址への登山道なんかについては、ボランティアの協力の下、町も整備を一緒にやらしてもらっていると、こういうことになります。ただ、ハイキングの目的で、受益者負担なしで山林の中のそういった里道等の整備を要望されましてもですね、これに関してはそういう事業は実施しておりませんので、それに関しては応じかねます。

それと、先ほど十三峠旧道の荒廃している休耕田ということでお話がありましたけども、その休耕田への進入路、これを整備するよという御要望ですけども、これについても受益者数、人数にもよりますし、整備することによる経済効果ということも考えなければいけません。あくまでも、これを例えば補助事業でやるにしても、2分の1の受益者負担がありますから、そこら辺も理解した上での御要望で地元の方からあるのであればですね、協議御相談はお受けしたいというふうには考えます。

以上です。



○議 長

稲月君。

○5 番

ややこしい話ですけども、先ほどの平群溪谷のことですが、この川って、二級河川になるんちゃうかな、なってないか。矢田山系から主要な川ですので、これについてはそんなに狭い用水路とかいう話ではないのでね、ここの整備については県のほうも関わり合いがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はまた後日、お調べいただけたらいいなというふうに思います。

今の農地への通路ということなんですが、ここで言わせてもらってるのは、十三峠への旧道はあくまでも町道です。町道の整備をするのにも受益者負担2分の1、受益者負担というか、そこを通りたいという人たちがお金を払わないかんのでしょうかね。町道の整備やから、町のほうで負担をするのが当然かというふうに思ったんですけども、その辺は私が間違っているのでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

町道の整備っていうことで言われたんですが、先ほど議員が言われたのは、荒廃した休耕田へ進入するために軽自動車を通れるほどの道に整備してほしいというような話だったと思いますので、そういうことであれば休耕田を耕作される受益者の方が、当然、受益者負担をしてもらうということになります。町道ということでは、要するに車、軽トラックも入らないような町道ということであればですね、それを町道整備として拡幅までするのに町がそれを優先的な事業としてやる必要があるのかということになるとですね、ちょっとその優先順位からすると低いのではないかなと。現況ある車道、車が通れるような十三峠路線なら十三峠路線というのがありますので、そういった道路の整備ということについては、当然、優先順位が高いと思いますけども、ちょっとおっしゃられてるところが、要するに里道の上に町道という認定がされているということだと思んですが、そういった道については西山間地域だけに限らず、矢田丘陵の中にも、昔、人が歩いてた里道、それを集落から集落をつなぐような里道について、非常に古い時代に町道認定されてたというところがあります。それについてですね、町道であるから何が何でも全て整備しないといけないというようなことではなかろうかなというふうに思います。町道に関しての話ですので、都市建設の範疇になりますんで、観光産業課からは、いわゆる里道ということと営農に対しての観点からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

町道の整備につきましては、受益者負担というのはありません。ただ、その町道の整備につきましても、やはり優先順位というところで、限られた財源の中でどうやっていくかということになってまいりますので、その辺は十分慎重にやっていくということで、よろしくお願いします。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。ややこしい話ですみません。また、細かい話については、今後もぜひ相談に乗っていただきたいというふうに思います。ただ、あんまり使わないからとか優先順位があるということなんですけども、非常に重要な道路もあるわけでね、今でも。その辺では、それがまた営農にも大きく関わるといふことで、それと平群の緑を守っていく、山谷の保全をしていくための一つの大きなキーワードにもなってくると思うんでね、今後ともきちっと住民の声に耳をしっかりと傾けていただきながら仕事をしていただいているんですけども、さらに頑張っていたきたいなというふうに思います。私たちのこの大切な平群の山谷、これをやっぱり守ってほしい、一緒に守っていこう、住民も協力を惜しみなくさせてもらいますし、ぜひともきれいな緑を保全できるように頑張っていたきたいなというふうに思いますので、これはこれで結構です。

○議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、稲月議員の大きな3点目でございます。可燃ごみ減量化についてお答えを申し上げます。

まず、一つ目の今からの減量対策と今までの取組や結果についてにお答えを申し上げます。

まず、今まで行ってきた取組といたしましては、分別収集の取組といたしまして、廃プラスチック、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーのステー

ション回収をはじめ、缶・瓶のコンテナによる分別収集、使用済み小型家電や廃食油の回収を行ってまいりました。また、助成事業といたしましては、有価物集団回収助成金や自治会のごみ集積所整備補助金、家庭用生ごみ処理機の購入補助を行っております。

次に、ごみの資源化の取組でございますが、役場東側公用車駐車場への紙資源置場の設置や食器類・子ども服・子ども用品の窓口での引取り、剪定枝の粉碎機の無料貸出しなどを行っております。あわせて、全町民の皆様を対象に、ごみ啓発イベントといたしまして、ごみ減量フェスタや環境フェスタを開催しております。今年度につきましては、コロナウイルスの関係で開催はできませんでしたが、継続的な事業として実施をしておるということで御報告申し上げたところでございます。これらの取組に必要な財源といたしましては、家庭可燃ごみ有料指定袋の売上げを充当しているところでございます。

現状といたしまして、町民の皆様により日常的に定着している事業もあれば、啓発の機会として活用していただいているものがございます。また、結果といたしまして、明確に数字に反映できないものもございますが、今後も啓発に努め、ごみ減量の意識づけを行ってまいりたいというふうに考えております。

二つ目の剪定枝の資源化処理の実施についてでございます。

剪定枝の堆肥化については、これまでも議会で御意見を伺っておるところであり、現在、対処的な対応といたしまして、各家庭へ剪定枝の粉碎機の貸出しを行っております。ただ、町としても、剪定枝の資源化が全体的な取組には至っていないことや解決すべき問題も多くあることから、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

御質問の三つ目でございます。キエーロの今後の展開についてでございます。

現在、キエーロを販売しております企業に確認いたしますと、発送方法と価格の変更はございましたが、販売を再開しております。現在は2種類とも同価格になっており、送料・消費税込みで2万2,000円となっております。ごみの堆肥化には非常に有益であり、町の家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金の対象になることを広報紙やホームページ等で周知を行い、各家庭での活用を促し、生ごみ処理容器としての普及に努めてまいりたいと考えております。

4点目の「ゼロ・ウェイスト宣言」についてでございます。

現在、ゼロ・ウェイスト宣言をされた自治体は全国で4自治体ございます。それぞれの取組状況といたしましては、徳島県上勝町では、ごみの収集は行わず、住民自らゼロ・ウェイストセンターと呼ばれる拠点へ持込みを行い、45種類の分別を行っております。次に、福岡県大木町では、生ごみやし尿をエネルギーや肥料に変える施設において28種類の分別を行い、ごみの焼却は行っ

ておりません。熊本県水俣市では、環境モデル都市づくり宣言により、水俣病の教訓から生態系への思いをはせ、文明社会の在り方を問いながら進めることを目的に、16種類10分別を行っておられます。また、県内でございますが、斑鳩町では、排出されたごみをどう処理するかではなく、ごみを出さないという考え方を啓発し、21種類20分別を行っておられます。

ゼロ・ウェイスト宣言を行っている自治体の共通事項といたしましては、「焼却施設を持たない」「焼却をやめていく方向」また「生ごみの堆肥化を推進する」ということになります。このことを平群町に当てはめてみますと、未実施や未着手の事業が多くあり、現時点で平群町が容易にゼロ・ウェイスト宣言を行うことは現実的ではございませんが、今後の自治体のごみ処理の在り方を考える上で、大変重要な施策であると考えておりますので、ゼロ・ウェイスト宣言の理念に少しでも近づけるよう、ごみ減量化の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

現状については、いろいろ今までに住民の皆さんの協力の下で、いろんな分別の出し方を提示しながら、みんなで頑張ってきたということでおっしゃっていただいているわけで、その辺は承知をしているところです。2番目の剪定枝の資源化ですね、これについては無料で機械の貸出しをしているということで、家庭へ持って帰ってやってくださいというふうに今されているわけですが、これについては以前から、今の清掃センターの残灰を埋めてあるところの処理が済むまでは、剪定枝の資源化をする作業場がないからできないと。あそこについて見通しができたときには、きちっとやるというふうにおっしゃっていたかというふうに記憶をしてるんですが、これって本当にすぐにやろうと思ったら、それほどのお金もかからず簡単にできるという施策ではないかというふうに思っています。既に三郷町なんかでもばんばんやっておられるということで、それなんかも私たちも見学させてもらってるし、見にも行ってくれはったということで研究もされてると思うんでね、その辺の見通しと、これは絶対やっぱり早く自分たちでしようというね、そこの意思表示なんかが、今の課長の御答弁では貸出しをするからあんたらでやってっていう感じにしか聞こえなかったもんでね、そこのとこの具体的などころをもうちょっと聞かせてください。

それと3番目のキエーロの話なんですけど、これって、一つは課として実証を一定してはったわけでしょう。庁庭の横で置いて、そこにごみを持ってきてど

れだけ減るかというのを実証実験をやってはったというふうに記憶してるんですけど、その辺の結果とかね、その辺も何も私はどうなったかという最終的なものを聞いてないですし、いつの間にか資源ごみの集積場が裏側に行って、その後、あそこにはなくなったからどうしてはるんかなというのが一つは不思議だったので聞かせてもらったと。

それと、町民の皆さんにキューロを提供して実証実験、モニターになってもらってやられてたというふうに思うんです。お手紙も頂いてるんですよ、29年10月から1年間の予定で、エコリーダーさんを対象にしてモニターを募集されたと。そこで、最初の頃は実験をした結果を表にして、ほんで実際の様子なんかも書いて記録をしてやってたのに、全くもって町のほうとして、そのモニターさんにきちっと結果を集約して、今後こうしてほしいとかここはどうでしょうかとか、いろいろ話合いを持ったりとか、これを広げていくためにモニターを取られたのではないのかと思うんですけども、一向にそれを実際活用されてないし、今現在ほったらかしになってしまっていると。

私は2件だけですけども見せてもらいに行きました。土の中に埋めていくやり方なので、土の中に自然に生息をしているバクテリアですね、これの力を借りてごみを分解するという働きを利用してやる。葉山町のほうで最初にやられて、それが今全国にかなり広がっているみたいですね。多くのところで、こんなにうまくいっている、ここが難しいとかいうようなことも、ネット上でも出てきますし、私も実際お伺いして、ごみを埋めはるところも全部見せていただいたりして経験をさせてもらったんですけどもね。やっぱり平群は割と一戸建てのおうちも多いんで結構向いているかと。ほんで、畑をされてる方も多いので、集合住宅ばかりのところではちょっと難しい面もあるかなと思うんですが、非常にこの土地には向いたやり方ではないかなというふうにも思っています。そういうので、せっかくやり始めたことを中途半端で何も検証もせず、ほったらかしにされている。いいことをしても、結果をきちっと出さないで放置をしているというのは、非常に問題やというふうに思うんです。そこんところを本当に広げる気があるならばね、再度力を入れてやってほしい。モニターさんについても、経過の報告も受け、その後の指導も行政としてもちゃんとした体制を取ってやるべきやというふうに思うんですけども、その行政としての意思を感じられへんというのが、そのモニターをしてくださった方たちの生の御意見なんですよ。

○議 長

稲月議員、悪いです、簡潔にお願いします。

○5 番

ということで、その辺は具体的にこれまでどういうふうにやられて、今後どういうふうにしていくか、その決意なんかも含めて、この点についてはお伺いをします。

4点目ですけども、私は何も今、平群町でゼロ・ウェイスト宣言をしてほしいと、以前言ったこともありますけども、とは思っていません。そんなん、そこまで行くのにどれだけかかるかという感じはしています。ですので、そういうことを望んでるわけではありません。いろんなところを調べてくださったりして、学ばなあかんというふうに思ってくれてはることは、非常に大事なことだというふうに思っています。とにかく、今、平群町で燃やすごみをどれだけ減らして、焼却炉の行く末ですね、あと広域には行かないということで決断をされたということも、先日お伺いしてます。ということは、ごみをどれだけ減らして、後の処理施設をどういうふうにしていくかということを考えなあかん。どっちにしても減らさなあかんということが非常に大きなところやと思うんでね、その辺も含めて、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、稲月議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、剪定枝の資源化についてでございます。剪定枝の資源化につきましては、議員御質問の中でもお述べいただきましたように、一つの候補地と申しますか、その場所という部分で清掃センターの一部の敷地を使って、剪定枝の堆肥化の場所を作るというふうなことで、私も議会のほうでそういうやり取りをされてたのは記憶にございます。その中で、今課題となるところでございますが、現在、清掃センターの敷地内の中で、その場所というところが仮置き焼却灰の埋設箇所でございますして、それを早く出してそこに堆肥化の施設を作ってはというふうな御提案であったらうかというふうに理解をしております。その中でごみ焼却灰の搬出でございますが、毎年うちも現在1,000トン程度排出をしております。費用的に大体年間二千二、三百万の費用がかかるわけでございます。現在残っておりますのが約5,000トン強ということでございますので、このままやりましたら、あと5年程度の費用は灰の搬出でかかるやろうということでございます。この部分につきましては、非常に大きな財政負担にもなるところでございますので、確かに財政に余力があれば、ぱっと出してぱっとやればというふうなところにはなるかと思いますが、そういうこともございますので、今こういうやり方、今の場所がよいのかということも踏まえた上で、少し行政の中でも考えていかなければならない課題なのかなとい

うふうなことで、先ほど解決すべき問題もあると。ほんで、このことについては、引き続き検討してまいりたいというふうな答弁を申し上げたところでございます。その部分につきましては、決して行政としてほっておくと言うたらい方は悪いですが、決して手をつけずに考えていないということではないんですけれども、そういった課題もあるということで御理解のほうを頂きたいというふうに思っております。それまでの間、剪定枝の排出処分につきましては、資源化につきましては考えるところもまだまだ多いことかと思っておりますので、そこについては、できることからというふうに考えておるところでございます。

次に、キエーロの実証についてでございます。ここにつきましては、議員お述べのように、以前、役場の前にキエーロの実証をされてたと。やっているとときはそれなりに効果はあったというふうにお聞きをしておりますが、今の時点では、キエーロとはこういうものですよというふうなものの展示に終わってるのかなというふうに理解をしております。この部分については、行政も反省せなあかんとこやと思っておりますので、今後このキエーロを推進するのであれば、どういうふうなキエーロの処理に期待ができるのかとか、またモニターさんとの対応なんかもあるかと思っておりますので、そこはしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言の関係でございます。これも概念的に、議員の御質問の中でもお述べをいただいたというふうに理解をしております。おっしゃっていただいたように、今すぐ平群町がこの宣言をして全てというふうなことは、ちょっと考えられないということは御質問の中でもございましたが、なかなか行政としての大きな課題であり、命題であるというふうに考えておりますので、先ほどの答弁と重複いたしますが、この理念に少しでも近づくように、ごみの減量化については、非常に大きな課題ではございますが、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これは先月ちょっと議会のほうにも御報告申し上げましたが、今後の平群町のごみ処理の在り方、当然広域化の話もございましたが、それも含めて御説明を申し上げたところ、また議会のほうでも現有の施設については、町単独での建て替えというのは困難やという御説明も議会のほうにもさせていただいておりますので、平群町の焼却施設全体の在り方が変わるということもございます。そういうことも踏まえて、減量化は平群町としても必須やというふうに考えておりますので、今後ともその取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

稲月君。

○ 5 番

剪定枝のことについては、まだあと5年もかかるというふうにお聞きしたわけで、もう何か随分長いこと搬出してあるんで、もうぼちぼち今年で終わるのかなというふうなことを私は思っていましたけど、まだまだかかるということです。それならね、新たな場所をやっぱり考えるべきやと。そんなに大変なことではないし、元の町有地というのかな、売れなくてほったらかしのところも山間部の中でもあるわけでね、その辺を利用するとか、もっと積極的なことを考えてほしいというふうに思います。できることなんでね、できないことなら考えてほしいと言うたって無理やけども、一番可能やなというふうに思うんでね、そこはやってほしいと思います。

可燃ごみの減量ということでは、今増えてますよね、現実には。去年、おとしあたりから徐々に増えつつあるという状況。人口は減っていますよね、200人とか300人とか減ってるのに、1人当たりの可燃ごみの出してる量というのは年々増加をしてるというような状況で、これは逆方向に平群町はごみの減量化については走ってるわけでね、ここは本当に真剣に取り組んでいかなあかん事柄やというふうに思ってるんです。そんな生易しい話じゃないと。今が正念場やと思うんです。新しい清掃センターの問題を考えていく上でも、どれだけ減らしてどこかと一緒になるとか、生駒にお願いするのかわりか知りませんが、処理をしていくためには減量というのを本当に真剣に行政のほうでリードしてもらって、住民の皆さんに理解をしてもらって、減ったことを非常に喜びになって、斑鳩の町民の皆さんみたいに自分たちが減らしてるからこれだけごみが減ったんやという喜びになる、自慢になる、そんな行政のリード、これが今求められてるというふうに私は思っています。

それに関わっての生ごみの堆肥化の問題ですね、キエーロをせっかくやり始めたものを、モニターさんへのちゃんとした働きかけ、きちっとした指導もなしに放置したということは非常に大きな汚点やというふうに思います。軽く誤っていただいたんですけども、反省せなあかんところやというふうにおっしゃっていただいているんですけどね、真剣に反省してほしいし、ほんまにこれ、どないするんですか、明日から。

○ 議 長

稲月議員、何度も申し上げますが、質問は簡潔にお願いします。

○ 5 番

ということで、もう一度お願いします。



発言する者あり

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、稲月議員の再答弁をお答え申し上げます。

キューロのお話でございます。この部分につきましては、先ほど申し上げましたように、町としてもなかなかモニターの方のフォローアップというのができ切れてなかったということは、御指摘のとおりかなというふうに考えております。今後、このキューロにつきましては、どういうふうな効果があるかということも踏まえた上で、再度またモニターの方と御相談なりを申し上げた上で、取組のほうの今後の展開については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

稲月君。

○5番

本当にきちっとモニターの皆さんに御足労かけてるわけですからね、きちっとしたフォローアップをしていただきたいし、今後への見通しをちゃんとしたものをつくってほしいというふうに思います。そして、生ごみの堆肥化を進めて、ごみの減量化に向けて一丸となって真剣な取組、それとやっぱり行政が本当に頑張ってるという姿を町民に見せてほしい。町民の皆さんに、ごみ有料化のときにされた各自治会への説明会とかやられて、きめ細かく話をしてきたわけですけどね、こういうことがごみの減量化を本当に進めていくためには今こそ大事なときやというふうに思うんです。そんなことも含めて、行政のリーダーシップを取っていただいて、ごみを減量化していく、ここに真剣な取組をしていただくことを再度お願いをして、これで終わります。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前11時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 9 番、議席番号 9 番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○ 9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町内道路の維持補修・歩道整備について、農業就労者の求人広告掲示板の設置について、大きく 2 点についてお伺いします。

まず、大きな 1 点目は、町内道路の維持補修・歩道整備についてお伺いいたします。

町管理道路の維持補修・整備状況は、町民の日常生活と密接な関係であり、道路の凹凸による騒音・振動、歩道の不具合・不陸による転倒の危険、車椅子や押し車の通行等に大きな支障を及ぼすという、日々の生活に直接的に及ぼす影響は大きな部分で関係するものとなります。

財政悪化による赤字再建団体となった自治体では、職員給与カットや住民サービス、福祉施策の後退とともに、行政の管理責務である道路維持補修に充当される予算がカットされるということになり、結果、町内至るところ、あちこちで穴ぼこ、段差等が放置されている状況になってしまいます。逆に言うと、道路維持補修状況がそのような状態になってしまっている自治体は、赤字再建団体に陥っているのと同様の財政状況と言えます。そのような悪印象、悪いイメージを払拭するためにも、住民の安心・安全を守るため、道路整備、維持補修は計画的、継続的に進める必要があります。

そこで 4 点お聞きします。

厳しい財政状況の中、国庫補助金や町単独費も使いながらでありながら、現在の道路維持補修計画について、どのようにお考えですか。

②歩道整備、バリアフリー化も現在、順次進められておられますが、今後の計画はどのように考えておられるのでしょうか。

③緑ヶ丘地区の歩道整備について、当初メイン道路の整備を進められておりましたが、途中から西側のバス路線の整備工事を先行されるようになったと思われませんが、なぜ変更されたのでしょうか。また、今後はどのような計画で進められるのでしょうか。

④道路の緑化推進としても歩道部分への植栽等は、景観から見ても、ある意味必要なのかもしれませんが、幅員 2 メートルの歩道に植栽専有部分はかえっ

て通行に支障があり、危険であるように思いますが、本当に必要なのでしょうか。

次に、大きな2点目は、農業就労者の求人広告掲示板の設置を提案します。

これは、9年前の平成23年12月議会にて、雇用確保と仕事の提供情報発信として提案いたしました。当時の質問では「地域産業活性化の面や雇用の確保、農業振興施策から見ても有効な方法の一つと考え、具体的な方法として行政からの職業の提供として、安心かつ責任を持たなければならないことから、まず農家台帳に載っている確実な農家であること等の条件の上、それぞれの農家の求める雇用人数、主な作業内容、作業時間、雇用期間等を明記し、庁舎内に設置した掲示板への貼り出しやインターネット配信による情報提供を行い、問合せ、申込者に対し住所・氏名等を確認し、連絡先を教えるという方法です。農家にとっても、繁忙期の短期の手伝いや人手不足による長期の手伝い等、それぞれのニーズに合った人材の確保にもつながり、農業政策、農業の活性化の一つにもなっていくのではと考えます。緑豊かで自然環境のすばらしい平群町で暮らしている若い世代の主婦層や高齢者の方々にも、土に接し農作業等に従事してみたいが、方法やきっかけがないと思っている方もたくさんおられるように思います。ただし、これはあくまであっせんではなく、情報提供という形を取り、住民にとっても行政からの提案ということから安心して就労できると思います。いかがお考えでしょうか」という質問に対し、町当局からは「農業就労者の求人広告掲示板の設置については、農業者の農作業の季節性に対応した補助労働力の不足を補うとともに、住民の方々に雇用機会や農業に触れる機会をつくり出し、さらには農業の経営改善、それと住民との交流を図るための新たな取組への提言であると認識しています。ただ、奈良県では事例がありませんが、他府県では議員提案の情報提供だけでなく、農業の無料職業紹介所の設置を行い、あっせんまでされている事例もあります。今後、農業経営者の現状やニーズについて踏み込んだ調査を行う中で、農業経営者や住民の方々がいかに活用しやすい制度をつくり上げていくか、各農業団体の協力も得ながら前向きに調査研究をしていきたい」との答弁でした。しかし、その後の進展は見られません。町はどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

町内道路の維持補修・道路整備についてお答えをします。

①点目、道路の維持補修計画について。

本町の道路管理者が管理する認定道路は一、二級、その他路線を合わせて約280キロメートルあり、近隣4町と比較しても約倍の路線がございます。これらの多くは高度経済成長期以降に建設され、その多くの道路が更新時期を迎えようとしています。そのため、今後それらの道路施設を計画的に補修し、各施設を長寿命化させ、更新経費を縮減し、安全・安心の道路交通を確保していくことが求められています。そのため現在、本町では国の補助メニューを活用し、道路橋をはじめとする既存歩道のバリアフリー化や舗装路盤の打ち替えなど、維持補修工事について道路の現状や点検結果、地元要望などに基づき、毎年国へ補助要求を行っておりますが、要求額どおりの国庫補助金が見つからないのも現状であり、計画的な維持補修や改修工事ができていないと認識をしております。しかし、道路交通の安全確保は道路管理者の責務であり、計画的、継続的に実施できるよう必要財源の確保に努めてまいりたい。また、現在実施している道路パトロールなどをさらに強化し、即対応できるような小規模な維持補修については、随時迅速な対応をしてまいりたいと考えています。

2点目、歩道整備（バリアフリー化）の今後の計画です。

本町における今後の既存歩道の改修化計画については、まず本町の南北を縦断する主要幹線路線である中央北循環路線、緑ヶ丘から健民グラウンド付近まで総延長約2.6キロの歩道を改修する予定でございます。また、その他路線では、光ヶ丘地区から改修要望も頂いており、有効な国の補助メニューなどを活用しながら必要財源を確保し、順次整備してまいりたいと考えています。

3点目、緑ヶ丘地区における歩道整備計画については、中央北循環路線と緑ヶ丘循環路線の2路線がございます。特に緑ヶ丘循環路線は、歩道の損傷がひどく、過去には北小学校の児童が転倒する事故等もあったことから、本町としては緊急度が高い緑ヶ丘循環路線を優先に整備する方向で、国へ補助要望し予算措置をした経緯がございます。平成21年度に国の割当て内示を受け、北小学校の歩道から工事を実施する予定でありましたが、歩道整備に伴い、道路敷の桜の木を伐採する必要があり、当該自治会並びに北小学校と協議しました。しかし、合意形成には至りませんでした。国の補助事業の性質上、割り当てられた事業費を当該年度でクリアする必要があり、急遽、次点路線である中央北循環路線の一部測量設計業務と整備工事を行いました。その後、桜の木の伐採・撤去について自治会並びに学校と協議が整い、平成24年度から緑ヶ丘循環路線の測量設計業務や改修工事に着手し、今年度、令和2年度をもって緑ヶ丘循環路線、総延長約1.3キロメートルの歩道改修工事が完了いたします。今後につきましても、緑ヶ丘地区の中央北循環路線の未整備区間である約400メートル弱を国の補助メニュー等を活用しながら必要財源の確保に努め、引き続

き整備してまいりたい。

④点目、幅員2メートルの歩道に植栽帯（植樹ます）は必要かについてお答えします。

議員御指摘の中央北循環路線の現状は、幅員2メートルの歩道が道路両側に設置され、植栽については道路両側に約5メートルから14メートル間隔で植栽ますが設置されており、ハナミズキやトウカエデなど約5種類の樹木が植栽されています。現在、本町が計画している今後の歩道改修については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、道路構造令に規定する道路幅員2メートル以上を確保することを基本的には遵守し、現歩道の幅員構成では植樹ます等は設けない方向で検討してまいりたい。ただし、既存の樹木もありますので、今後、自治会と十分協議した上で決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

それでは、順次、再質問させていただきます。

1点目の財政状況厳しい中、現在補修を継続的に計画的に実施できるようにということでの質問に対しては、確かに計画的に維持補修工事を進めなければならないということで、実施できる必要な財源も確保しながらという御答弁を頂きました。確かに、毎年1億5,000万から2億円ぐらいの幅の中で予算の確保をさせていただいてる。総予算60億から80億の中での1億5,000万、2億円というのが、私は決して多い金額であるとは思わないですね。今年度は踏切の拡幅もありました。その1億5,000万から2億の中には、橋梁の整備も入っています。国庫補助約50%、それと起債を使いながらということですね、むしろ少ない金額の中で、順次、優先順位を決めながらやっただいてるんだなって感じてるんですね。先ほどの一般質問、稲月議員の質問の中で、下垣内の部分の道路の舗装も傷んでるということで、自治会長からの要望も頂きながら、順次改修や整備をやっていくということの御答弁でありました。一般的にいいますと、どういう流れでどういう優先順位、陥没したとかいう緊急時はもちろんすぐに対応しなければならないんですけど、そうではなくてですね、結構平群町内は傷んでるところがあちこちあると思います。私が今住んでいるところも奥に住宅の開発が少し何件か、四、五件か新築でされてるとともに、中型の工事車両が通行するんですね。近所の方が私のほうへやってこられて、音がうるさいんやとか、そのおかげでこういうふうに凸凹にな

ったということで何とかならないでしょうかという御相談も頂いたんですけど、通常そういうところに関しての流れ、自治会長さんからの文書による申入れ、また住民個々の方から家の前についての要望、苦情等が入ったとき、行政としてどういう対応をされているのかということの流れをちょっとお聞きしたい。

それとね、パトロールをしていただいていると思うんですよね、道路の維持管理について。そのパトロールのやり方、近隣に比べても広大な敷地の中でどこまでパトロールが行き届くのか。皆さん、当然日々の業務に追われながら、これ、パトロールを専門にやってる時間的余裕が絶対ないと思うんですね。その中で、いかに有効的なパトロールをしていくかということも大切になってくると思う。

私の提案ですけど、3か月に一度でもいい、1か月に一度でもいいので、職員のパトロールのときに、この道路を確認したということが、その課の職員一同で分かるようなね、恐らく日々の日誌みたいなものはつけられてるかもわかりませんが、地図で一目確認して問題ない、少し傷んでいるとか早急に補修する必要がある、その優先順位をつけるためにも、パトロールで優先順位をつけることも必要ではないかと思うので、この2点についてお願いします。

それと、2番目のバリアフリー化なんですけど、歩道はもともと通常の道路よりも高いのが過去の歩道でしたが、同じ面に合わせるということで、バリアフリー化ということで、今改修も行っていただいています。今後は順次、通学路の安全確保も含めて、椿台、若葉台、光ヶ丘も補助金をもらいながらやっていくということなので、それはそれでよろしく願いいたしまして、2番目は結構です。

3点目、緑ヶ丘に特化した話になりますとね、今年度でバス路線については完了するという事なんですけど、北小のところは昔は確かに桜の根っこで凸凹になってて、小学生は歩くのが危ないなという感覚でしたが、整備いただいた。それは、当初はそちらのほうをやる予定であったんだが、なかなか桜の伐採についての折り合いがつかなかったのが、急遽せつかく補助金も頂いたのが、メイン道路のほうに移ったということなんですけど、今、北小の体育館の北側の部分が少し残ってるんじゃないかなと思うんです。その部分についてはどうされるのか、今度の予定に入っているのか、その点をお聞きしたい。

それから、メイン道路も順次やっていくということなんですけど、残ってるのが400メートルということだったと思うので、中ぐらいから西線まで行くのかなと思うんですけど、本当にコンクリートの部分があったり、アスファルトがはだけてるところがあったりして、手押し車というんですかね、そんなのも押

せない状況になっている。高齢化してる各地の住宅街なのでね、歩道のそういう凸凹も解消する必要があると思うんですが、この400メートルについては本年度は予算についてないと思うんですが、来年度ぐらいには着手していただく見通しなんでしょうか、どうなんでしょうか。

それから4点目、緑化の中で植栽等が必要なのか。確かに、今駅前の道路は十分な歩道の幅員もあってですね、心も和む植栽になってるので、ああいうのはいいかなと思うんですけど、2メートルの中で今現在、過去の古い状況で開発された住宅街なんで、植栽を伐採というんですか、根っこだけ残っている植栽もあるんですよ。そこに段差がついているような状況があって、歩道の部分でつまずく、足を引っかける、そんな植栽の状況になってる部分はかなりあるんですよ。その辺についてはですね、自治会としっかりと協議しながらですが、今ある植栽は協議しながらで、もう伐採されている部分についてはなくしていく方向でということで御答弁いただいたんで、危険なので早急に対応いただきたいということをお願いをしておきます。

1点目と3点目について、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、道路の維持補修の件でございます。

この件につきましては、自治会からの要望もございまして、それから緊急で住民さんからもいろいろ要望を頂くところでございます。それと併せまして、パトロールということで、月2回、職員のほうがパトロールしてるわけですが、そこで発見した部分の改修ということ。自治会からとか、それから住民さんから出てきたときに、こういった形で道路補修するのかということですが、基本的には自治会から出てきたところは優先ということになってまいります。ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、危険な箇所につきましては、住民さんから申出がありましたら、現地確認して速やかに改修する部分はしていくというふうに行っているところです。また、大きな金額を要するような工事になってまいりますと、また次年度で予算要求、予算措置をしていくというようなことにもなってまいります。いろんな場面があるわけですが、基本的には自治会からの要望を優先しているというのが現状でございます。

2点目になりますけども、道路パトロールの強化という話もございました。月2回、毎月行ってるわけですが、そのパトロールも平群町全体を網羅できるかというところでないというのが現状です。そういったところを地図で確認できるように、そしてまた優先順位もできるようにと、その辺につきまし

では、改善できるところはしていきたいというふうに考えております。道路パトロールでまだ不足する分については、住民さんなり、自治会から出てきたところは速やかな対応ということで、今後も実施していきたいと、このように考えているところです。

次に、③点目のところでございます。

北小の体育館のところの整備がまだやということでございます。これにつきましては、今年度で全て改修する予定になっております。これを全て終わりますと、循環路線が全て改修を終わることになってまいります。

次に、中央北循環路線の今後の見通しでございます。未整備区間約400メートルということで、全体では640メートルございました。そのうち、まだ未整備区間が400メートル弱ということでございます。この部分につきましては財源確保に努めて、引き続き整備してまいりたいと考えております。できるだけ、これにつきましてもやっていきたいところです。ただ、財源というところでどこまでできるか分かりませんが、できるだけ財源確保に向けて頑張っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。住民の要望にもきめ細やかに対応していただいているのかなど。自治会だけではなく、道路の整備については臨機応変に対応していただいているということで感謝を申し上げます。

パトロールについては改善も検討していきたいということなんですけど、現実ね、わざわざ忙しい中、袋小路になっちゃうとか車を降りて見なければならぬとか、パトロールが目的で行くのであれば、袋小路でも行かなければならぬということで行かれるかもわからない。時間を有効に使うために急ぎながらであれば、どうしてもメイン道路が中心になってくると思う。住民の方々のお住まいのところには袋小路といいますか、Uターンしなければならない道もたくさんある。ちょっと車を止めて歩かなければならないところもあると思うんです。そういう意味で、確認したかどうかをみんなで共有するためにも、ここはまだ行ってないなというのを分かるためにも、そういう地図の中で何月何日に確認したということも必要ではないのかなと思うので、今後検討いただくようお願いいたします。

それと、循環道路の緑ヶ丘の歩道整備については、北小のところも今年度やるという御答弁でした。それはそれでお願いします。あと、メイン道路につい



ては次年度以降、予算の確保に向けて進めていきたいということでしたが、町長にあえて質問はしませんが、予算上の中で道路を1年でもそういう整備をしないと、もうしないのかなということの住民の感情にもなりますので、継続的に毎年やっていくと。それで整備していくということを計画的であっても、財源の確保も必要なんですけど、予算上、編成にもその点を何とか常に確保していただくようお願いをいたしまして、1点目はこれで結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

続いて、議員の二つ目の質問にお答えいたします。

御提案いただきました農業就労者の求人広告掲示板の設置について、その後検討を進めておりましたが、現在実施には至っておりません。また、議員からの御提案にもありましたとおり、職業のあっせん等の行為については、職業安定法により規制されており、実施するには専門の管理者を置いた上で厚生労働省の許可が必要で、平群町単独でその体制を整えるのは困難です。奈良県においては市町村単位での実施はないようですが、農地中間管理機構である奈良県担い手農地サポートセンターが発足されており、農地等のあっせんを実施しております。こちらの機関のホームページでは、平群町の農家の求人情報も数件掲載されております。過去に1件、マッチング実績があるとのことでした。

議員の御提案である情報提供として、庁舎内掲示板などで求人情報を掲載するという形を検討しましたが、実施には至っておりません。その理由といたしましては、平群町役場庁舎管理規則により、公共用又は公用を目的とする以外のもを庁舎内へ掲示、または設置する等の行為を禁止されているということでございます。また、ホームページへの掲載を検討しましたが、個人情報に関する同意を頂いた上で求人情報と個別の連絡先を掲載し、個々に問合せを行っていただく形となるかと思っております。その場合、マッチング成立等による記載情報の更新・取下げなどにタイムラグが発生し、それによるトラブルの発生などの運用上の問題と、庁舎内への掲示と同様に公用の目的に反するのではないかとこのようなことが懸念されてるところでございます。

現状、農業者が求人を行う際は、インターネットによる農業従事者募集専用

の有料求人サイトや新聞折り込みの求人広告、あるいはハローワークへの求人、こういったものが主な手段とされています。インターネット求人サイトでは、日本全国に加えて外国人就労希望者とのマッチングまで可能のようです。また、有料折り込み広告であれば、広域的に近隣市町村で頒布されますので、効果は高いと聞き及んでいます。ハローワークにおきましては、無料で利用できる国の機関として職業あっせん事業に特化した組織であり、相談体制も十分整っております。求職者・求人者におきましても、行政機関に相談窓口が複数あると登録の煩雑化など、手間や手続の増加にもつながり、効率も落ちることになりかねませんので、当町としても求職者及び求人者に対しては、積極的にハローワークの活用を推奨していく方針でございます。

今後は、議員の御提案内容に基づきまして、町ホームページがリニューアルされる際等にですね、奈良県担い手農地サポートセンター及びハローワークへのリンクを貼るなど、そういったことも検討するとともに、農業委員会や各農業者団体などへのヒアリングも行い、農業者のニーズを把握しながら、より効果的な方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○ 9 番

9年前からは、いろんな時代も変わって、ハローワークを活用される、または求人広告も出される農家の方もおられるということで、ハローワークを十分活用していただきたいという御答弁だったのかなと思うんです。ただ、答弁の中で、奈良県担い手農地サポートセンターというところが過去に農地等のそういう担い手のあっせんをされたということなんですけども、これはいつから実施されて、いつ頃町内のマッチングをされたというのはわかりますか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それにつきましてはですね、この御質問を以前、議員から頂いたのが平成23年12月議会なんですけど、奈良県担い手農地サポートセンター、これは農地中間管理事業の推進に関する法律というのが平成25年にできました。それを受けまして農地中間管理機構ということで、平成26年4月に奈良県担い手農地サポートセンターというのが発足されております。そこで農地のあっせん以外にも、農家の求人情報等も掲載されておまして、今現在でいいますと県内の求人情報が24件、ホームページに掲載されておまして、そのうち平群町

内の農家からの求人が今5件掲載されております。マッチングに関しましては、昨年、令和元年度に1件、マッチングができたということでお聞きしております。

以上です。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。9年前から考えますと、新たな制度もできて、それを利用して、そういうマッチングもされているということなのですが、ここで、私の質問でもう1点、総務防災課のほうに庁舎管理規則の件で今答弁もあったのでお聞きしたいんですけど、庁舎の掲示板というのは、当然営利目的であったり、特別な政党活動であったりというのは掲示できませんけど、いろいろなケースがあると思うんですが、町が営利目的でなく主体となってやるということについて、こういう掲示板は可能ではないのかなと思うんですが、いろいろなケースもあって、明確にお答えいただくのは難しいかもわかりません。西和7町の中のある町では、リサイクルの推進という観点から、こういうものが欲しいんです、こういうものが余ってるんですけど要りませんか。それは有料な部分もあるみたいですけど、お互いでそういう情報提供をするような掲示板を庁舎の中に貼られてるんですよ。だから、その町によって管理規則は別なのかもしれないが、あまりにもかけ離れたものではないと思うので、可能なのは可能なのかなと思うんですね。というのも、私は以前、ちょっと話がずれるかもわかりませんが、道の駅でね、これはまあ後でいいですわ。そのことについてちょっと御答弁いただけますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

庁舎の管理ということで御質問いただきました。本庁舎の管理につきましても、総務防災課のほうで基本的には管理してはるんですけども、場所によりましては管理者が異なるわけですが、今回の掲示板のところににつきましては、総務防災課のほうで管理しておりますのでお答えさせていただきます。先ほど観光産業課長が答弁申し上げましたとおりですね、平群町の庁舎管理規則におきまして、公共用又は公用を目的とする以外の広告物、ビラやらポスターをまいたり、配布し、又は掲示する行為をしてはならないとなっていて、これは大原則でございます。ただし、庁舎管理上支障がなく、特に町長が許可した場合はこの限りでないというふうな規定も入っておるわけなんですけども、この規則に基づいて

観光産業課のほうで判断されたものだと思います。ただし、庁舎管理という目線で我々のほうから申し上げますと、いろいろものを許可しますと、次にはこれもいいのかという形でどんどん広がっていくという懸念がもう一つございます。いずれにしましても、公共用又は公用を目的とした掲示物であったとしてもですね、平群町の現状をからいいますと、今現在、奈良県をはじめ多方面から庁舎へのポスターの掲示依頼が来るわけでございます。庁舎に掲載するのも、物理的に限界があるというふうなことも事実であるということを少し申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

いろんな掲示物の依頼が来て、その都度大変な業務だと思うんですけど、こういうのは、するしないは別として、要請があってもできないのかなということの単純な疑問があったので、再質問の中でさせてもらったんです。以前、先ほど言いかけてましたけど、道の駅、管理者によって異なるということだったんですけど、プールをいかにして人を増やすかということでお話もあったんでね、ちょうどそのときに奈良交通の知人のほうからも、道の駅を何とか活用して奈良交通の観光を利用したいということであったんで、私は両者の思いが繋がればということで、プールのコマーシャルの掲示板をバスの中に無料でつるしてもらった。そこには割引券もちぎり取れるようにした。その代わりに、道の駅には奈良交通の旅行のパンフレットを無料で置くという、お互いがお互いでメリットがあるようにということでマッチングというか提案をして、そのおかげでプールの町外からの利用者も、大変そのときの影響もあって増えたということで喜んでいただいたということがあるんでね、そういう意味ではいけるんじゃないかなって思ったので提案をさせていただいた。難しい問題なので、また検討は必要なのかなと思うんですけど、9年前ということでもかなり時代も変わってます。なぜこの質問をしたのかなといいますが、それ以後、そういう動きもなかったんで、農業者の要望もなかったのかなと感じてたんですが、本年の2月に農業委員会と議会との懇談会をやって、あと懇親会をしたときに、農家の方から行政としても、そういう人手不足に対して何か力を貸してもらえないのかなというお話もあったのでね、やっぱり要望もあるんだな。そら、数件なのかもしれないですけども、そういう意味で、先ほど観光産業課長の御答弁も頂いたんですが、農業委員会であったり農業団体とお話しいただいて、また検討いただいて、こういう形ではなくてもですね、平群町が基幹産業である農業

の担い手不足についてどう関わっていくかということもアピールの一つになります。先ほど言った、平群町は大都市ではないので、越してこられた方がこんな農業を大切にして、農業に対してこんなことまでこの町はやっておられるんだなという温かい雰囲気を持てるようなね、何か夢みたいな甘い話なのかもわかりません。たくさんのお金がかかるようであれば、職員の労力が大変なようであれば、それはまた大変な問題なんですけど、私の提案した部分の一部も考えていただいて、それを利用するとかということ、また違う方向も含めて御検討いただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

1時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時52分)

再 開 (午後 1時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号1番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○1番

発言番号10番、議席番号1番、岩崎真滋でございます。それでは、ただいま議長の許可が出ましたので、先般通告させていただきました、ふれあい収集の状況と今後の推移について質問させていただきます。

平群町では、平成23年より高齢者の方や障害をお持ちの方への生活支援として、ふれあい収集を実施しています。この収集方法により、集積場へごみを持ち出すことが困難な方に対して町が個別にごみ収集を行い、あわせて町民の方とのコミュニケーションと安否を確認することにより、安心・安全のまちづくりに寄与できる制度であると認識しております。この制度の対象となる方は、自ら集積場へごみを持ち出すことが困難であり、身近な人に協力を得られないひとり暮らしの方で、65歳以上の介護保険制度の認定が要介護1以上の方、身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級に該当する方など、6項目の要綱により定められています。あわせて、この制度の対象経費については、本定例会初日の決算審査の中で質問いたしましたように、令和元年度よ

り、国のごみ出し支援において特別交付税に措置されているとの説明を頂きました。今後、平群町の人口推計を見る中で、本年8月末時点で65歳以上の高齢者の割合が37.8%となり、本格的な高齢化を迎える中で、このふれあい収集の制度は、町内の高齢福祉施策として重要なものになると考えていることから、次の3点について質問いたします。

1点目、この制度が事業された時点からの申請件数と現在制度を利用されている方は何件ありますか。

2点目、町としてこの制度がどのように推移していくのか、将来の展望や見通しをお示しください。

3点目、今後、平群町の高齢者人口は増加することが予想されます。そうになると、この制度を利用される方も増加することが予想されます。町として、この制度を利用される方が増加した場合、懸念すべきことや対応すべき課題などをどのように考えておられるのか、お聞かせください。

以上、3点の質問に対して、明確な答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、岩崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の制度創設からの申請件数と現在の利用状況についてでございます。

平成23年4月から本年8月までの延べ申請件数は165件、うち現在の制度の利用されておられる方、制度利用件数といたしましては74件となっております。

次に、2点目の町としてこの制度の推移と将来の展望や見通しについてでございます。

現在、平群町の人口推計を見る中で、今後も独り住まいの高齢者が増加する傾向にあること、また制度に対する問合せも御本人だけでなく、介護施設や担当のケアマネジャーからも多くあり、制度が周知されていることが伺えます。よって、町の見通しといたしましても議員と同様に、この制度については将来、利用者が増加する傾向にあると認識しておるところでございます。

3点目の利用者の増加により、町が懸念すべきこと、対応すべきことについてでございます。

まず端的に申し上げましたら、制度の利用者が著しく増加をすれば、その分ごみの集積所が増加をすることになるため、収集員の収集時間や作業量が増加することになります。その結果でございますが、収集車両を増加したりとか収

集員を増員したりするような必要性というのが生じてくるのかなというふうに考えております。これによりまして、財政的な負担が発生するということが直近の課題ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○1番

御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。この制度に関する現状や将来の見通しについて町の見解は分かりました。

今後の事業の展望について、1点再質問させていただきます。この制度については、御自身で集積場へごみを持ち出すことが困難な方を対象とした制度であり、介護保険制度の認定や身体障害者手帳の交付など、一定の要件が定められています。この要件に該当しない方でも、家庭環境や健康状態などにより、ごみの排出が困難な方がおられた場合、弾力的な運用により、制度の利用が可能となるのか、お聞きします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、岩崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

原則的な答弁になって誠に恐縮でございますが、この事業につきましては、要綱によりまして対象者の要件を定義をしております。我々もその要綱に沿って事務処理をしておるところでございます。このふれあい収集につきましては、御本人から申請があったときなんですけども、当然どういうお住まいの状況なのかということも含めて把握をする必要というのがございますので、御申請があったときに職員が調査を行いまして、面談等により、ふれあい収集を行うかどうか否かを決定しておるところでございます。そういった面では、通常の事務的な作業のみで済ますような事務ではなく、申請があった方の実情に即した対応を行っておるようなどころでございます。

行政サービス総体なんですけども、基本となるべきものにつきましては、考え方といたしまして、必要な方に必要なサービスを提供することを基本と考えております。今後とも、この制度につきましては住民の方に対しまして、丁寧な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

岩崎君。

○ 1 番

ありがとうございます。ごみ処理については毎日のことであり、日常生活に密接した不可欠な行政サービスであることから、町民の皆様の関心も高いと思います。今後も親切丁寧な対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

1 時 3 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1 時 2 9 分)

再 開 (午後 1 時 3 5 分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号 1 1 番、議席番号 4 番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○ 4 番

議席番号 4 番、井戸太郎でございます。本日最後です、よろしく願いいたします。さきの九州の大豪雨において被災されました、特に熊本県にエールを送れるように、くまモンのネクタイで今日は頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。では、議長の許可を頂きましたので、大きく 3 点について質問いたしたいと思います。

大きく一つ目、来るべき日に備え、平群町独自で非常事態宣言を出せるように条例制定を。

日本政府は、先日、非常事態宣言と休業補償はワンセットとの見解を示しました。経済優先の上、補償の財源がないことから、事実上、政府としては非常事態宣言を出せなくなってしまったとも考えられます。前回、非常事態宣言を出した時期よりも感染者数、感染率も上がり、感染経路がたどれない状況であるにもかかわらず今も出せないでいるのは、皆さんも御理解いただけたと思います。

そこで、平群町民の命は平群町が独自で守る視点に立ち戻り、より一歩先に進み、来るべきときに備え、平群町独自で非常事態宣言を出せるように準備すべきだと考えます。あくまでも、町という狭い範囲のため、感染対策の啓発レベルの効果しか期待できないですが、できることは最低限すべきであると考え



ます。非常事態宣言発令ができる条件整備をあらかじめしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、その際、平群町の財政では非常事態宣言における事業者の減収補償等は不可能であるため、あくまでも見舞金と位置づけ、ごく少額ながらも給付すべきではないかというアイデア、もしくは見舞いの何か品物であるとか、気持ちが浮くものですね、というものを付け加えたらどうかと提案しておきます。

大きく二つ目でございます。オンライン授業が実際に行える時期までのプロセスについて。

平群町では、現在オンライン授業の実践はまだまだハードルが高いと言えます。しかしながら、ウィズコロナの時代に突入したことも踏まえ、必ず越えなければならない問題であります。国の財政的な後押しもあり、これまでよりは実現しやすくなったと言えます。保護者の年齢層は20から40代で、当たり前前にネット環境がある年代であります。オンライン授業がいまだに導入できていないことに苦情や不満、心配が相次いでいます。そこで、現状の達成状況とこれからの時期的プロセスを示していただきたいと思えます。

小さく1、ハード面について、各学校のWi-Fi設備、マイク、モニター、カメラ等、配信に関する設備及び各家庭への設備貸出し等について、いつか時期を教えてください。

2番目、ソフト面について、教師の技能向上及び教師が実際に授業できる体制づくり、6限であったら6時間目までということですね、等が達成できるのはいつか教えてください。

三つ目、トータルで見た実践可能な時期ですね。ハード・ソフト合わせていつできるのかということをお教えください。

これは保護者が本当に興味を持って数か月といいますか、もう3月ぐらいから要望として聞いておりました。そういう意味では、きちっとした、しっかりとした答弁をよろしくお願いいたします。

大きく3番目、リサイクル価格急落における有価物補助金の引上げを。

可燃ごみの量は増え続けています。そのためには、有価物のリサイクルをいかに増やすかが重要になります。しかしながら、町民のリサイクルへの意識が弱まっているように感じます。実際、有価物のリサイクル量は減少しています。幾つかある要因の一つに、リサイクル価格の下落があるのではないかと考えます。今年度から町内業者が撤退し、有価物の買取り価格が約半値となりました。また、コロナウイルスの影響で買取り価格が今後さらに下がるという話も聞いております。これではリサイクルに関する住民のモチベーションが下がり続け、少なくとも増えるとは思えません。そこで、町の出している有価物への補助金

の金額を今の5円ではなく、もう少しだけ上乗せすることで改めて啓発し、有価物リサイクルへの必要性を高めるようにすべきだと考えます。

そこで質問します。

小さく1番目、可燃ごみの量のここ数年の推移。

2番目、有価物のリサイクルの量のここ数年の推移。

3番目、有価物の買取り価格のここ数年の推移。これは決算審査でも出てたと思いますので、簡潔にでも結構でございます。要は金額が増えたか減ったか等でも構いません。

4番目、コロナウイルス禍における有価物の買取り価格の状況は。これについては、コロナウイルスで3月からどのような変化があったのかということです。

5番目、補助金の額のさらなる上乗せをよろしく願います。これは要望でございます。

以上、大きく三つでございます。ぜひともよろしく願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

では、井戸議員の1点目、平群町で独自の非常事態宣言発令ができる条件整備をしておくべきだと思うが、いかがかという質問にお答えさせていただきます。

全国的にも、新型コロナウイルスの感染者が緊急事態宣言の時期に比して多数であり、特に感染経路が特定できない感染者が増加傾向であることは議員お述べのとおりであります。そこで、国が緊急事態宣言を発出せずとも、町独自で非常事態宣言を発出すべく条件整備、条例制定をしてはとの御提案でございますが、国が緊急事態宣言を発出せずに次に取られるべき方策としては、まず県知事の県民などへの協力要請範囲の拡充であり、県の条例によるべきであると考えています。町内だけでの限られた範囲における住民に対する様々な協力要請を町の権限で行うべきかの判断は非常に困難で、そして議員もお気づきのよう、感染対策の啓発レベル程度の役割を住民に付して、その効果のみを期待するのであれば、現時点でも様々な状況に応じて既に住民の皆様にも協力をお願いして、3密を避けるなどの啓発活動を行う中で、改めて町独自で条例制定し非常事態宣言を発出してまで、平群町民だけに町独自の暮らしの制約をかける必要はないものと考えています。しかしながら、議員のお考えのように、住民に対する感染症予防の啓発は非常に重要であることは十分認識しておりますので、今後におきましても、引き続き積極的な感染症予防の啓発活動に努め

てまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

何とも残念な答えで、本当に悲しいところでございますが、どうもおっしゃっていることが、もちろん順番的には県なんでしょうけれども、県は動かないというのは住民の方も承知しておられます、残念ながら。県への不信感、国への不信感、国が非常事態宣言を出さないのは分かるんですよ。経済とのバランスを取るためという理由があるんですね。そういう意味では分かるんですけども、平群町にはそういう必要がないわけです。となれば、一番やりやすいんですよ。今さっきおっしゃられた啓発レベルという意味では、うがい、手洗いとかもありますけども、そういう意味ではすごい緩和されてると感じてるんです。それはなぜかといいますと、例えばですけど、これ、教育委員会の管轄になるんですけども、社会教育ですね、総合スポーツセンターの使用に関して緩くなっていますね、いつの間にか、私は知らなかったんですけども。ちょっとその辺、町の考えはどうか。

実際、あるスポーツ大会が開かれました。私が知ってる限りでは、対外試合はしないという形だったはずなんですね。しかしながら、私がつい最近、聞いたところによると、スポーツ大会ということは対外試合で他の市町村の方が来られ、さらに250人規模までは入場オーケーだということまで緩和されてたみたいです。それ、整合性が合わないと思うんですよ、だから、その辺はどなたがどういう形で決めて、どういう理由で。私、この1年間ずっとコロナについては一般質問をしてきましたが、医学的根拠に基づいて、専門家の意見を聞いてやったのかというのがやっぱり一番重要になってくると思うんですけども、まずそういう町の姿勢が気になりましたので、それをなぜ緩和されたのか。そういうことについて1点お聞きします。

もう1点ですけども、このコロナ禍においてですね、これは町長にお聞きしますが、町長御自身が小学校とかこども園に対して、バスを減らして遠足に行けという勅命が出たと。町長が直接、校長なり園長に直接言ったといううわさが流れております。これはうわさなので、保護者の中でも懐疑的な方もおられるんですけども、この審議について町長にお聞きします。取りあえずこの2点ですね。ここをよろしくお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問に教育委員会からお答えをさせていただきます。

なぜ体育施設を緩和したのかということですが、国のガイドラインが段階的に緩和されている状況の中です、奈良県の感染状況はレベル1でございます、3密を避けた上で通常の生活を営んでも支障がないという定義に基づきまして、奈良県の体育施設のほうは9月から緩和を始めたというようなことです。ですので、それに併せまして、町のほうも体育館のメインアリーナを30人から240人に緩め、そしてサブアリーナについても15人から50人に緩めて緩和をしたというような状況でありまして、8月までは親善試合とか交流試合なんかも不可能としてましたが、9月以降は試合を可能としたところでございます。

それと、もう1点言われたのがこども園の……。

○議長

町長の発言やろう。町長。

○町長

それでは、井戸議員の質問にお答えさせていただきます。

こども園とかそういうような形でのバスを減らせということなんですけども、私はそういうふうな指示はしておりません。ただ、密にならないような感染予防をちゃんと利用してから、定員数でも定員数の半分ぐらいに減らしてという形で利用してくださいというふうなことは指示をしております。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

1点目、まず今の教育委員会の答弁に関しては、奈良県の規定に従ったということで、もちろん奈良県もそれなりの情報を得て緩和していったと思うんですけども、ぜひとも気をつけてと言ったらおかしいですけども、本当に現場では緩いです。特にスポーツは接触のスポーツですし、スポーツ大会っていろんな競技があるんですけども、本当に啓発を続けないと人って弱まっていくといえますか、だんだん何でもそうですね、順応してしまうんですね。ほんで油断してしまうと、そういう部分があるので、担当課によってちょっと答弁がずれ気味なんですけども、総務防災課としても、もう一度襟を引き締めて課長会議なり、そういう担当課間で調整してですね、緩めるのであればもうちょっと啓発をきちんとすべきだと私は思います。本当に現場では緩いんです。現場でと言うたらおかしいですけど、この前も長寿会から、かしのき荘を土曜日に開

けてくれという要望が出てましたけども、住民さんの意見としては物すごい緩めてほしいという意見は強いと思うんです、確かに。それに従ったというのはそれまでかもしれないですけども、そこをあえて踏ん張るって言うたらおかしいですけども、医薬的根拠に基づいて収まってもいないのにとというのは、私としてはよくないと思うので、もう一度警鐘を鳴らしていただきたいと思います。

町長の答弁はありがとうございます。本当に町長自身の、ないだろうなと思いつながりながら、まさか町長が直接、校長先生や園長先生とお話しするってまずないことですから。だから、そういう意味ではなかったんですが、あえて議場で聞かせていただいたのは、そういうことによって真実が違うということが分かりましたので、町長としてもバスをわざわざ密にする状態になるような発言はしてない、命令はしてないということで理解させていただきました。それはもう納得しました。

ただ、最終的に今は条例の中で条例すらもつくれない、これは本当に残念なことなんですけども、一つまた考え直してほしいのは、例えば東京アラート。東京アラートって何の法的根拠もないですよ。あれは勝手に知事が考えてつくってというあれがありますので、そういう形でもいいので、ぜひともそういういざとなったときの対応ですね。大体、第3波、第4波は来ますから、大体当たります、僕の予想はなぜか分からないですけど、当たると思います。まあ、今皆さんに言うてますけど。その3波、4波に向けて、いざとなったときのためのアラートを。別に条例が難しいのでは、そういう平群アラートでもいいですけども、本当に危機感が薄くなってますから、ぜひとも行政主体でそこはやっていただきたいと思います。この件については、もう答弁は結構です。ぜひとも前向きに検討していただきますようよろしくお願いいたします。

では、次の質問をお願いします。

○議長

ここで職員が入れ替わります。しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、井戸議員の2項目めのオンライン授業が実際に行える期日までのプロセスについてお答えいたします。

1点目のハード面について、各学校Wi-Fi設備、マイク、モニターなど、

配信に関する設備及び各家庭への貸出しについてのお尋ねでございますが、各学校のW i - F i 設備に関しましては、8月にプロポーザル方式によって事業者を決定し、現地調査や機器の調達に着手をしており、早期の運用開始を目指しております。また、マイク、モニター、カメラなどの配信に関する設備については、本年8月議会で補正予算の議決を頂き、各学校の普通教室に大型電子モニターやカメラ、マイクなどの機材を整備するため入札に着手しており、早期の配備を目指しております。

次に、児童・生徒への1人1台の端末の整備に関しましては、教職員用も含め、全体で1,300台ありますが、そのうち町の整備分500台のうち150台が7月13日に納品され、残り350台と県調達分800台は9月末をめどに納品される予定であります。各家庭への貸出しにつきましては、それぞれの家庭のインターネット環境に応じて、LTEモデル端末500台と、W i - F i モデル端末800台を児童・生徒に貸与します。その上で、まずは学校で使用するための各種設定などの準備を整え、学校でのオンライン学習などの使用を経て、新型コロナウイルス感染症の再度の流行などで学校が休校になった場合、オンライン授業が継続できるように対応を行ってまいります。

2点目のソフト面について、教師の技能向上及び教師が実際に授業をできる体制づくり等についてのお尋ねでございますが、既に町教育委員会におきましては、各学校のICT教育を担う指導教員（エバンジェリスト）を中心に複数回オンライン学習の実践研修を実施しております。5月の臨時休業期間には、オンラインでの朝の会を各校で学年やクラス単位で実施をいたしました。現在も引き続き各教員へ配布した情報端末の活用などを通じて、教員の技術向上に努めておるところでございます。また、9月15日から奈良県の教育研究所が窓口となりまして、県全体の教職員を対象としたオンライン授業についての研修会が開始をされます。

3点目のトータルで見た実践可能な時期についてのお尋ねでございますが、本年度は、情報端末の整備、校内LAN整備など、ハード面において様々な教育環境が順次段階的に進捗しております。その整備の進捗状況に応じて、可能なことから順次実施していくこととしており、オンライン授業についても、この2学期から3学期にかけて様々な実践を通して取組を積み重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

井戸君。

○4番

過去といいますか、いろいろ補正予算であったり、臨時議会だったりで話し合われたりして、技術的といいますか、ハード面での進み具合というのはある程度は確認できてますけど、今2学期、3学期で大体そろってくるだろうということで、ただ、一番懸念されるというのは2番目のソフト面、教師の対応ですね。これは私自身も経験がありますように、物すごくハードルが高いといただきますか、実際に進学塾ではやっていますので、10人、20人程度であれば、すぐに取りかかれると思うんですけども、先生の得手不得手がございますので、全体的にどのように進めるかというのが難しいのかなと思うんです。計画というか、目標ですね、ちょっと時期についても曖昧な答弁だったので、教育委員会としては今すぐに、いつと答えられないとしても、目標年度ですね、大体、何年何月ぐらいから始められたらいいとか、少なくともそういう答弁を頂きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、課題となっている教職員のICTレベルの問題でございますけれども、先ほども述べましたように、県の主催する全教職員を対象にした研修会がスタートいたします。その中でも、それぞれの立場立場がございます。例えば、管理職を対象とするもの、一般教員を対象とするもの、そしてエバンジェリストを対象とするもの、そしてまた初任者とかICTを苦手とする先生方など、それぞれの個々のレベルに応じた研修が県のほうでも開催をされるということで、これはすごく教育委員会としても期待をしておるところでございます。あわせて、教育委員会につきましても情報端末の納入業者によります使用方法でありますとか操作研修、そしてまたオンライン授業などでの研修を随時行っていく予定をしておるところでございます。

実際に、先生方のレベルが向上しましてですね、そして仮に9月末、10月の頭に全ての情報端末がそろってくると。一遍に入ってくるかどうかというのは未定でございますけれども、段階的に入ってきて、10月、11月とかに全ての情報端末がそろった時点で、例えば家庭と学校等、オンライン授業ができるかということなら、すぐにはできないと思います。ですから、家庭と学校をつなぐということを研修といいますか、練習を積み重ねていきましてですね、今年度は基本的には整備をする年度という形でも思っておりますので、今後はいつからスムーズにICT教育のオンライン授業ができるかということは、ちょっと今の段階ではよう明言はできませんけれども、教育委員会といたしましても、

早い段階で順調にオンライン授業ができるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

現段階ではまだ判断ができない。入札もまだ、入荷時期がいつか分からないというのは、僕も今知りましたので、ちょっと先になるのかな。私としては何でもそうですけど、目標年度を定めてそこに向かって邁進し、達成できるかどうかは別なんですけども、達成率が幾らかとこのを計算した上で評価して、さらに次の目標を立てるとこののがベストじゃないかなと思って、今質問させていただきました。

これは本当に住民さん、特に若い住民さんは、そういうスピードに関しては特にシビアですし、私自身が何で遅いのというぐらい、いや、本当に遅いんですという感覚なんです。若い人ほど、何で塾でやってるのに町ができないのと。もちろん行政側に立つとももちろん入札があったり、これも一々一般の方は知らないで、時間がかかるのは分かるんですけども、やっぱり保護者の方からすれば遅いというイメージが強いんです。だから、やる気があるのかというところまでなるので、一応頑張っていたら分かるんですけども、目標年度を定めて、ここに向けて取り組んでいますという姿勢はやっぱり保護者の方々にも見せたほうが、行政としても理解を得られるんじゃないかと私は思います。これは一つの提案ですので、そういう方向も向けて、今後も前向きに取り組んでいただきたいと思います。制度も大切ですが、早急なほうをある程度優先してよろしく願いいたします。この件は結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、井戸議員の大きな3点目の御質問でございます。リサイクル価格急落における有価物補助金の引上げについてお答えを申し上げます。

まず、一つ目でございますが、可燃物ごみ量の推移についてでございます。



過去5年間の家庭系のごみの推移でございますが、平成27年度では3,254トン、28年度では3,169トン、29年度では3,180トン、30年度では3,286トン、前年度、令和元年度におきましては3,434トンとなっております。年度ごとのばらつきは若干ございますが、増加傾向にはございます。

次に、2点目の有価物リサイクル量の推移でございます。

これにつきましては、町内の各団体において集団回収をしていただいております団体数と数量について、それに対する助成金の金額につきましては、今議会で提出をさせていただいております決算審査の資料ナンバー26でございますが、過去6年間分について、状況としては御報告申し上げております。ちなみにでございますが、対前年度比較といたしまして、回収量で102トン、助成金額で51万2,000円の減額となっております。

3点目の有価物の買取り価格の推移についてでございます。

これも対前年度比較ということでございますが、これは各団体のほうから有価物集団回収助成金の申請の際に添付を頂いております価格を確認してということでございますが、ざっくりとした話といたしまして、それぞれの有価物につきましては、前年度と比較いたしまして半額または半額以下の買取り価格ということで推移をしてるというのが状況でございます。

続きまして、四つ目のコロナ禍における有価物の買取り価格の状況についてでございます。

個々の個別の品目に対する状況でございますが、古着のリサイクルにつきましては、世界的に停滞している状況ですので、回収自体が基本的には行われていないというふうな状況でございます。その他の品目につきましては、4月以降、価格の変動はないということで御理解のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、5点目の有価物集団回収助成金の上乗せについてでございます。

現在、平群町では有価物1キログラム当たり5円の助成を行っております。この助成額でございますが、近隣の自治体と比較をいたしましても、決して低くない、いわゆる平均以上の水準であると考えておるところでございます。ですので、現時点で買取り価格の低下に伴う損失補填的な助成金の上乗せというのは考えておりません。よく言われるように、「混ぜればごみ、分ければ資源」という標語にありますように、一番回収量の多い古紙類でチラシなどの雑紙の分別を行い、有価物の量を各団体におきまして増加させていただくことによりまして、助成金の額についても増やしていただきたいというふうな考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

1、2、3について、ごみが増え続け、実際リサイクル量が減ってきている、有価物の買取り価格も減ってきていると、半額以下になってると。これは私の予想どおりというか、調査どおりだったわけなんですけども、発表もございました。これでですね、もちろんいろんな理由があると思うんです。平群町は高齢化してますし、いろんな部分がございます。ほかにも私が考えられる、もしくは聞いた内容ですと、今の有価物の集団回収が月曜日になった地域があると。月曜日というのは、若い世代にしても働く世代、現役世代が一番月曜日の朝が忙しいときに出せないというような声を聞いております。前は土曜日やったり、日曜日だったんですけども、それも原因なのかなというのもあると思います。

しかしながら、そこもちろん対応すべきだとは思いますが、やはり金額が下がっているというのは、物すごく影響があるわけですね。例えば、この前の国から下りてきました2次補正の2億5,000万で、頑張る自治会応援でお金を出してますけども、それであればこういうものにひもづけして助成金を上げて、少しでもごみを減らす方向に持って行って、有価物を回収できるように持っていたほうがよかったんじゃないかなと。私自身、オーケーを出しておきながらこう言うのは何なんですけど、後からそのほうがよかったのかなと、ひとつ思いながら考えております。

買取り状況が今のところ半額で、平行線をたどっているということで、その辺は安心しているところなんですけども、あとは来年以降が心配なのかなというのがあります。競争があまりにも少ないので、下げるとそのまま応じるしかないのかなというのが現状なので、ここは危惧しております。

補助金の額のさらなる上乘せを全くできないということで、結局、私の提案は無理だということになってしまうわけなんですけども、ただ、でもここで考え直してほしいんですが、先ほど稲月議員からも提案があったように、ごみを減らすのはどうしたらいいのかとか、いろんなアイデアが出ましたが、やっぱり答弁しても、啓発を中心に今までどおりというのが多かったんですね。実際に打ちどころがないんじゃないかと私としては思うんですよね、今は手を打つ策が。そういうのもあったので、私はこういう提案をしたわけです。ですから、堅く考えずにですね、他市町村がどうだのとかいうのではなく、例えばたった1円、たった1円といっても町にとっては負担なんですけども、5円を6円にすることで、住民さんにまた啓発の機会が生まれます。町も頑張ってくれてるんだと、そこに意思表示を表してるわけですね。だから、そういうふうにして、ほんの

少しでも検討をしていただきたいと思いますと思うんですけども、同じ質問で同じ答えになるんかもしれないんですけども、本当にモチベーションが下がってますから、実際に聞いております。ですから、もらう側の立場になればですね、それで運営してたような、例えば子ども会とかだと収入がなくなって、子ども会自身が無くなってしまいます。じゃあ、集団回収自身が無くなってしまいうというパターンもあり得ますのでね、その辺も踏まえて、ぜひとも前向きに検討していただくように、もう一度質問します。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと私も質問の頂いてる趣旨をしっかりと理解してなかったところもございましたもんで、答弁の中で損失補填的なというふうな言葉を使わせていただいて御答弁申し上げたところでございます。今のごみの現状という部分で申し上げましたら、議員もよく御理解を頂いてるところで、当然、有価物で集団回収していただいているものがあれば、町のいわゆる一般的な処理をしなければならない、ちょっと表現は悪いですけど、ごみに回ってくるごみの量が減ると。そういうことで、減ることによって町の全体的なごみ処理経費が安くつくというふうな循環も生まれるわけでございます。そういった意味で、ごみの減量化というのに取り組んでおるところでございます。

今の集団回収の助成金につきましては、私どものほうも各集団、団体のほうで今で45団体ほどございます。その中で今、鋭意努力してやっていただいているという部分でございます。ここにつきましては、一定ちょっと何かを考えた上でというふうな思いは正直持つておるところで、何かと申し上げましたら、団体における集団回収の量が減っておると、減りつつあるのかもわかりませんが、前年度より少しでも増やしていただけるような団体さんとかそういう取組をしていただいている団体さんにつきましては、何らかの形で少し検討すべきではないかという思いは持つております。これは集団回収、今年度、今現在、事務をさせていただいている中では、令和2年度の前期分の回収状況を見させていただいた上で、この部分につきましては集団回収の量を全体的に把握をした上で、議員おっしゃられてましたように、少し前向きに検討はしてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

少しでも前向きということで、なかなか答弁を変えづらいところであるところをちょっと軟らかくしていただいております。実際にごみ問題は、各議員さんが取り上げてございますが、本当に喫緊の課題といたしますか、独自では三十数億円かかると言われてるものが、潰れてしまえばどうするのと、本当に危機感を皆さんも感じていると思います。やはりこういうアイデアに関しては、本当にみんなで結集しないと、なかなか担当課だけでもしんどいと思いますし、気持ちですね、啓発、これも本当に難しいと思うんです。私としては見えない部分もございまして、今年なんて特にそうですけども、増えるのは間違いないと。だから、いろんな施策をやっておっても効果を見込めるのかの判定基準すらもちょっと分からない部分はあるんですけども、これは長い目で見れば金額的には安くなります、プラスアルファとしては。ですから、そういう意味も兼ねてですね、前向きに町全体で取り組んでいただけるようよろしくお願いいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

井戸君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時14分)